

国土交通省インフラシステム海外展開行動計画
(令和 7 年版)

2025 年 6 月
国土交通省

目 次

はじめに.....	1
第1章 海外展開を取り巻く新たな情勢等について.....	2
(1) グローバルサウス諸国の台頭.....	2
(2) 経済安全保障の重要性の高まり.....	2
(3) 地球規模課題の深刻化.....	2
(4) DX・GX 等新たな時代の変革.....	3
第2章 インフラシステム海外展開の意義.....	5
(1) 海外事業展開による国内経済成長等への寄与.....	5
(2) 相手国の経済発展と社会が抱える課題解決.....	5
(3) 地球規模課題の解決.....	6
(4) 我が国の経済安全保障確保に寄与.....	7
第3章 これまでの海外展開の評価・課題分析について.....	9
(1) 効果 KPI の評価.....	9
(2) 横断的な課題の分析.....	9
(3) 分野別の評価.....	11
(4) 地域的な状況.....	14
第4章 今後の方針・取り組む施策.....	18
(1) 国土交通省の取組方針.....	18
(2) 具体的な施策.....	18
①相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化.....	18
②経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保.....	23
③グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応.....	24
④地域毎の取組方針.....	28
(3) 外務省・JICA 中心で展開する ODA への関与.....	31
第5章 法令に基づき海外展開業務を行う独立行政法人等の今後の取組方針.....	33
第6章 分野別の主な取組.....	37

(1) 鉄道.....	37
(2) 港湾.....	38
(3) 航空.....	39
(4) 海事.....	40
(5) 物流	41
(6) 交通ソフトインフラ.....	43
(7) 都市開発・不動産開発・住宅開発・スマートシティ	43
(8) 水資源・上下水道・防災.....	48
(9) 道路.....	51
(10) 建設産業・建設技術.....	52
 (参考) 我が国企業による受注を目指す主要プロジェクト	54

はじめに

グローバルサウス諸国等の途上国・新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長を背景に更なる拡大が見込まれている。人口減少・少子高齢化により国内市場の縮小が懸念される我が国において、世界の旺盛なインフラ需要を取り込み、我が国企業の受注機会の拡大を図ることは、我が国の経済成長を持続する上で、非常に重要な戦略である。

このため、2024 年 12 月に経協インフラ戦略会議において決定された「インフラシステム海外展開戦略 2030」（以下「新戦略」）では、官民連携の下、我が国企業が 2030 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を目指すことを目標（KPI）として設定している。

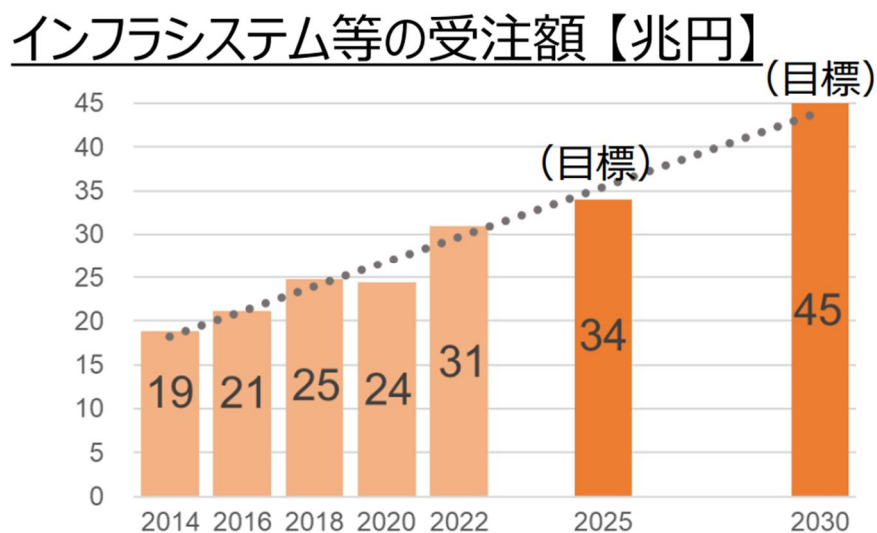


図 「インフラシステム海外展開戦略 2030」における受注目標と 2022 年までの受注実績

今回は、新戦略の内容及び直近の情勢変化を踏まえ、政府の新戦略を遂行していくための国土交通省としての指針と具体策について行動計画として策定した。

国土交通省においては、本行動計画に沿って、他省庁、関係政府機関、民間事業者等と連携して諸施策に取り組み、我が国の持続的な経済成長の実現に貢献していく。

なお、インフラ海外展開を取り巻く環境は今後も変化し続けることが想定されるため、本行動計画の内容について定期的に検証を行い、必要に応じて追補する。

第1章 海外展開を取り巻く新たな情勢について

(1) グローバルサウス諸国の台頭

現在の国際社会は、歴史の転換点にある。ポスト冷戦期においては、自由で開かれた国際秩序が世界各国に平和と繁栄をもたらしてきたが、近年、ロシアによるウクライナ侵略を始めとして、力による一方的な現状変更を試みることによる分断と対立の動きが生じている。近年、グローバルサウス諸国と呼ばれる途上国・新興国が台頭し、これらの諸国は、経済力を向上させるとともに、今後長期にわたり経済的なプレゼンスや国際社会における存在感を増していくとみられる。日本及び先進国の世界経済・社会における位置付けも相対的に変化している中、我が国は、経済安全保障の観点からも、これらの諸国における重要な事業への関わりを進め、資源や市場の戦略的かつ集中的な確保につなげていく必要がある。

(2) 経済安全保障の重要性の高まり

一部の国家は、急速かつ不透明な軍事力の強化を進め、独自の歴史観に基づき既存の国際秩序に対する挑戦的姿勢と自己主張を強めているほか、経済的な依存関係を自らの政治的目的の実現のために「武器化」といった動向も見せている。また、近年、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略により、食料やエネルギーのサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。これらは、経済のグローバル化と相互依存が、成長や繁栄のみならず、安全保障上の脅威をももたらし得ることを示している。このような時代の要請を踏まえて、経済安全保障に関する国際的な関心が高まっている。

(3) 地球規模課題の深刻化

国際社会全体を見渡すと、保健、食料、栄養、ジェンダー、教育、防災、水・衛生、気候変動といった地球規模課題への対応は、引き続き極めて重要な課題である。近年、社会の情報化・デジタル化により、こうした課題の認識が広く浸透する中、これらはどのような大国でも一国のみでは解決できる問題ではなく、国際社会の協調が重要となっている。一方、自国の利益を最大化する主張をする動きも見られる。ここでは、インフラシステム海外展開に特に関連する課題である気候変動、防災、水・衛生、ジェンダー主流化について記述する。

① 気候変動

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加などの気候変動による影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生物にとっての生存基盤を揺るがす

気候危機と言われている。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクはさらに高まることが予測されている。

② 防災分野

防災は、人々の命を助けることにつながり、自然災害によるダメージを最も受けやすい社会経済的に脆弱な貧困層を自立させ、貧困の負のスパイラルを解消するため、人々の安全・安心の実現に直結する課題である。貧困解消に加えて、持続可能な都市及び居住を実現し、気候変動の影響を軽減するなどの観点から持続可能な開発を実現するためにも防災分野の取組が重要である。

③ 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題であり、世界の約 22 億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられていないこと等が報告されている¹。安全な水にアクセスできないことは経済発展の足かせにもなっており、水道が普及していない開発途上国では、何時間もかけて水を汲みに行くため、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われている。また、都市部においては、大雨時の排水設備が十分に整備されておらず、衛生環境の悪化につながっており、都市の汚水・雨水対策が重要となっている。

④ ジェンダー主流化

開発協力の分野では、1970 年代頃より女性の開発への参加と地位向上が重視されるようになり、1980 年代には、男女の不平等な関係性や役割、格差を生む社会構造を変えようとする「ジェンダーと開発」が議論されるようになった。その後 1995 年に行われた第 4 回世界女性会議の北京宣言では、ジェンダー平等の達成を目的に、ジェンダーの視点に立って全ての分野の政策や事業の計画、実施、モニタリング、評価を行う「ジェンダー主流化」の概念が初めて打ち出された。さらに、2015 年に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、ジェンダー平等は持続可能な開発目標 (SDGs) の 1 つに位置付けられているのみならず、SDGs 全体の「目的」とされており、ジェンダー主流化はすべての SDGs の実施原則となっている。こうしたことから、国際社会においては、ジェンダーの視点は外交、経済、その他様々な国際政策や枠組において重要視され、活発な議論が行われている。

(4) DX・GX 等新たな時代の変革

昨今の社会経済情勢の変化する中、インフラ海外展開においてもデジタル技術等も積極的に取り入れつつ、新たな時代の変革に力強く対応していくことが求められ

¹ 出典：2019 年 UNICEF 報告書

ている。世界共通の課題として各国は、DX²や GX³などの課題に直面しており、対等なパートナーとして、同じ目線で社会課題の解決に取り組む「共創」という考え方が重要性を増している。

² デジタル・トランスフォーメーション

³ グリーン・トランスフォーメーション

第2章 インフラシステム海外展開の意義

我が国が国土交通分野のインフラシステム海外展開を推進する意義として、（１）海外事業展開による国内経済成長等への寄与、（２）相手国の経済発展と社会が抱える課題解決、（３）地球規模の課題の解決、（４）我が国の経済安全保障確保への寄与が挙げられる。インフラシステム海外展開により、プロジェクトに直接携わる我が国及び相手国に裨益するのみならず、国際社会にも貢献し得るものである。

（１）海外事業展開による国内経済成長等への寄与

我が国では、少子化の進展と人口減少により、内需が縮小し国内市場の大きな成長は期待できないところ、今後の日本経済の成長のためには、海外需要の取り込みが重要である。近年の我が国の経常収支は、貿易収支が赤字に直面する一方で、右肩上がりの第一次所得収支黒字に支えられた構造⁴となっており、海外への投資に依存しつつある。

また、我が国製造業企業の海外における海外生産比率及び海外売上高比率も堅調に推移しており、拡張する大きな海外のマーケットに参入して、相手国とともにインフラプロジェクトに取り組むことで、双方企業の技術の維持向上や新たなノウハウの蓄積、海外企業との競争の中で起こる生産性向上や技術革新、人材の保持・育成に寄与する⁵。

（２）相手国の経済発展と社会が抱える課題解決

我が国の経験とノウハウを活かした国土交通分野におけるインフラシステム海外展開は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs、人間の安全保障、相手国の質の高い成長への貢献や、相手国からも学び国内市場に活かしていくという共創の観点からも重要である。

我が国は、高度経済成長期において、住宅不足、交通渋滞等の社会的な課題に対応し、克服してきた経験を有しており、近年では気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害、高度経済成長期に集中的に作られたインフラシステムの老朽化等の新たに顕在化してきた課題に取り組んでいる。

グローバルサウス諸国等は、現在、成長の過程においてかつて我が国が直面した悩みと同様の悩みを抱えており、将来的に、防災インフラの整備ニーズの高まりや将来のインフラシステムの老朽化等、我が国が今取り組んでいる課題にも直面することが想定される。

⁴ 第一次所得収支の増加は、証券投資収益が黒字幅を拡大したことが主因。

⁵ 今後国内での需要が激減する又は需要が見込めない長大橋やアーチダム等や、国内外で激甚化する災害に対する防災技術等の分野では、国内案件に留まらず海外案件へ進出することにより、我が国や相手国での技術の維持・向上に対してより大きな進展をもたらすことが予想される。

また、経済・社会のデジタル化の進展に伴ってインフラビジネスの高度化が進む中、ソフトインフラの重要性が一層増している。

以上から、これまでの経験とノウハウを活かすとともに、環境技術やデジタル技術の導入等によってインフラシステム海外展開を進めることで、グローバルサウス諸国等が直面し、又は今後直面するであろう社会的な課題の解決に貢献することができる。

また、海外でインフラシステムを展開し、多くの現場で実績を積むことにより蓄積された技術やノウハウの成果を、我が国に逆輸入することによって、国内の課題解決にも資する。

（３）地球規模課題の解決（防災・気候変動、ウクライナ復興支援等）

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきまさに地球規模の課題であり、先進国はもとより、開発途上国も含めた国際社会が一致団結した取組の強化が求められている。地球温暖化の主な要因とされる CO2 排出量の削減に向け、都市の低炭素化に貢献するスマートシティの実現、都市における交通渋滞緩和のための道路・都市鉄道の整備等、国土交通分野において 貢献できる取組は少なくない。

また、水素、アンモニア等の新たなエネルギー源を活用するエネルギーtransitionの分野においても、我が国の技術を活かすことにより、諸外国の脱炭素化に貢献することができる。

グローバルサウス諸国は、豊富な天然資源や人口増加を背景として、近年経済力を向上させているが、経済的には一定程度発展しているものの都市化や高齢化などの社会課題に直面する国、インフラ、公衆衛生や教育に問題を抱える国、など各国の置かれた状況も異なる。

食料・鉱物資源・エネルギー等を海外からの輸入に大きく依存する我が国にとっては、グローバルサウス諸国との協働、そしてグローバルサウス諸国の脆弱性の克服をサポートしながらその活力を取り込むことが、経済の発展や強靱化にとって不可欠である。

我が国は「自由で開かれたインド太平洋（“Free and Open Indo-Pacific”（FOIP））」の実現に向け、ASEAN や QUAD⁶、PALM⁷、TICAD⁸等の国際的な枠組みを活用することで、同盟国・同志国との協力連携を進めている。この動きに資するよう、トップ外交、政策対話の深化、官民フォーラムの開催等による重層的な関係作りを行い、グローバルサウス諸国への関与を強化する。ロシアによる侵略の影響を受けるウクライナ等に対しては、経済の復興や産業の高度化に向けた交通・都市基盤等の経済インフラ、農業、バイオ、デジタル等分野での人材育成、案件形成やスタートアップを含む我が国企業の現地の活動を支援する。

⁶ 日米豪印戦略対話

⁷ 太平洋・島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting：PALM）

⁸ アフリカ開発会議

また、ロシアの侵略によりインフラ等において甚大な被害が生じているウクライナに対しても、日本が有する防災技術や復旧・復興の経験を活かした日本ならではの貢献による課題解決に取り組む。

（４）我が国の経済安全保障確保への寄与

資源が少ない我が国は、米中をはじめ海外との通商により相互依存を強めながら経済発展してきたが、経済リスクが複雑化する現在においては、我が国の国際的な立ち位置を確認しながら経済安全保障の取組を進めなければ、国民の安全・安心が脅かされる時代となった。我が国の経済安全保障の確保のためには、特定の国に調達先を過度に依存するのではなく、幅広くグローバルサウス諸国等との連携強化が重要となる。

我が国は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備等のハード面での協力に加えて、技術協力といったソフト面からも、経済基盤等の整備に向けた協力を行っている。こうした協力を通じて、強靱なサプライチェーンの確保など経済安全保障を強化していくことは、開発途上国の質の高い成長を確保しつつ、日本経済への裨益という成長の好循環を確保していく上で喫緊の課題である。また、インフラシステム海外展開は、以下の観点からも我が国の経済安全保障に寄与する。

- ・ 我が国の国際社会における優位性の確保

海外におけるインフラシステムの建設・運営に携わることで、長期に渡って現地経済の発展に寄与することになるため、インフラシステムを海外展開することにより、相手国に対して持続的な影響力を持つことになる。

また、道路、鉄道や港湾、空港などのインフラは国家機能の根幹であり、これらを我が国が建設・運営することで、他国や他の地域に対する我が国の相対的な優位性を高めることができる。

- ・ サプライチェーンの強靱化

例えば中南米地域は、鉱物・エネルギー資源や食料の供給源でもあることから、世界の食料・エネルギー供給の安定が大きな課題となっている現下の情勢において、我が国を含む国際社会のサプライチェーンの強靱化など経済安全保障の観点からも、その重要性は増大している。これらの地域と経済的結びつきを深めることで、資源・部品・製品などの安定供給ルートを構築しやすくなり、サプライチェーンの強靱化に繋がる。

- ・ 地政学的競争への対応

F0IP ビジョン等価値観を共有する国々における港湾や空港、鉄道等の整備、

港湾等にアクセスする道路及び港湾周辺海域における海図の整備、官公庁船の海外展開等のインフラシステム海外展開は、物理的連結性を具体化する重要なツールとなり得るものであり、我が国を含む地域の繁栄の礎となる国際環境の形成等外交課題の解決に貢献することが期待される。

- ・ 国内産業の競争力強化と雇用創出

我が国の企業による海外展開の実績は、国内インフラ技術の国際的な信頼性を高め、技術標準の競争力強化に繋がる。またインフラシステム海外展開は建設、運営などの段階において現地での雇用を創出するとともに、我が国企業が技術指導を行うことで現地人材の能力が向上し、長期的な雇用の確保に繋がる。

このため、経済安全保障の確保の観点も踏まえ、特にグローバルサウス諸国等において、重要な事業を実施・受注し、資源や市場を戦略的かつ集中的に確保していく必要がある。

第3章 これまでの海外展開の評価・課題分析

(1) 効果 KPI の評価

「インフラシステム海外展開戦略 2025」では、2025 年に約 34 兆円のインフラシステムの受注を成果目標（以下、「効果 KPI」という。）とし、官民連携の下で我が国企業が熾烈な国際競争に勝ち抜き、受注を獲得することを目指してきた。受注額には、インフラ関連の輸出と海外現地法人への出資を通じた売上高（運営・維持管理（O&M）等による継続的な売上を含む）が計上されており、こうした海外のインフラ案件の受注の増加は我が国の経済成長及び国富の増加に貢献するものである。

国土交通省関係では、効果 KPI のうち、建設・都市開発で 4 兆円、モビリティ・交通で 8 兆円を目標としている。その中で、建設・都市開発については令和 4 年度時点で目標を達成しており、モビリティ・交通についても令和 4 年度達成率は約 91%となっている。

このように、国土交通省における取組は一定の成果を上げてきたと評価できる。今後も企業努力をはじめとする受注増加に向けた官民の取組を通じ、中長期的には生産性の向上や技術革新等を通じて我が国の産業の発展に寄与することも期待される。

(2) 横断的な課題の分析

（インフラの海外展開の動向の変化）

世界のインフラ市場の規模は、2030 年には約 1,084 兆円、2035 年には約 1,305 兆円まで伸張するとの試算がある等、今後も更に需要が伸張することが見込まれている。世界のインフラ市場は、新興国企業の飛躍的成長等により、過去 5 年間で構造的に変化し、ハード・インフラだけでなく相手国のニーズを踏まえて O&M といったサービスを提供する等、ビジネスモデルを変化させていく必要がある。

一方で、我が国企業は、世界の都市化の進行に伴う一体的な都市開発、開発途上国等における公的対外債務の増加を避ける傾向に伴う官民連携（PPP）に対する需要、DX の進展とそれに伴うデータを活用したサービス、先進国における既存インフラの老朽化に伴う維持管理・更新ビジネス等、伸長するインフラ需要や相手国のニーズを十分に取り込めていない。カーボンニュートラルに向けて世界でビジネスチャンスが拡大する中、我が国の優れた技術を活用して世界の脱炭素化及びグリーン成長に貢献していくことも重要である。これまでのように我が国企業に強みのある設計・調達・建設（EPC）や O&M にとどまらず、これまで必ずしも強みとはいえなかった更なる上流や下流の段階、ひいてはインフラを活用したビジネスの展開やそれを可能とする投資等、従来のインフラの概念を超えた領域にお

いても我が国の存在感を高めていく必要がある。

（我が国企業の海外案件獲得意欲を阻害する要因、支援策及びその効果）

国際競争が熾烈を極める中、今後我が国企業が海外において案件を獲得するにあたっては、様々な阻害要因が考えられる。我が国企業は、信頼性、耐久性、環境性能等において技術的な強みを有するが、相手国のニーズの多様化に対応できる技術力や人材、海外進出経験、経営面でのノウハウの不足により、欧米や中国等の競合と比較して受注実績に開きがある状態である。

また、専門知識を有したコンサルティング企業の不足、国際競争入札ルールへの理解不足や途上国における地政学・カントリーリスク等の影響で、我が国企業の参入・受注が難航しているほか、莫大な初期投資費用や資金回収にかかる負担の大きさ、政治的リスク、需要予測精度等による難しい経営判断、F/Sは複数年調査も国支援は単年度等も海外案件獲得意欲を阻害する要因になっている。

これらの阻害要因に対する支援策として、政府は、案件発掘・形成調査、トップセールス・クレームや政府間対話等の実施、相手国におけるセミナーや研修、O&M等の我が国の強みを活かした案件形成など、我が国企業に有利となるような働きかけに取り組んでいる。また、企業が海外市場へ参入しやすい環境を整備するため、国際標準の議論に積極的に参加するほか、コンサルタントの調査等に対する第三者による技術的助言の支援等に取り組んでいる。

以上のような取組により、例えばモンゴルのチンギスハーン国際空港のように、ODA⁹の案件形成の段階から、O&Mを視野に入れた働きかけを行い、結果的に運営権の案件を獲得している例もある。

（ODA卒業国の増加とPPPの必要性）

近年、世界のインフラ市場は構造的に変化しており、特に東南アジア地域において、経済発展に伴いODAを活用し得る国々が減少し、ODA卒業国や中進国・中進国入りが見込まれる国が増加するとともに、現地企業の成長により競争が激化し、我が国企業の競争力の相対的な低下につながっている。また、開発途上国等は公的対外債務の増加に慎重な傾向が見られる。こうした状況を受け、新興国等において、PPPを活用したインフラシステムの整備・運営への期待が高まっており、我が国企業においても、海外PPP事業への積極的な参画が期待される。

PPP案件を円滑に進めるためには、相手国におけるPPPに関する法制度の整備や官民での適切なリスク分担、事業性の確保が必要である。また、インフラシステムへの投資は規模が大きく、インフラシステムの利用者から支払われる料金収入のみでは資金回収が難しいケースが多いため、施設整備のコストや運営段階のリスクの一部又は全てを公的資金で行うこと等により案件の事業性を確保できる場合がある。このため、場合によってはODA等の公的資金の一部活用を相手国に

⁹ Official Development Assistance（政府開発援助）

提案していく必要がある。提案にあたっては、二国間の枠組みを構築・活用することが有効である。

（ジェンダーの視点を踏まえた国際協力）

「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)においては、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めることとされた。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」¹⁰では、初めてジェンダー主流化の考え方が記載された¹¹ところである。

こうした状況を踏まえ、女性と男性では交通機関の利用の仕方やニーズに違いがあることを踏まえ、女性の移動ニーズを取り入れた交通サービスの提供や、交通分野で働く従業員や管理職及び交通政策の意思決定の場における女性参画の促進の重要性について機運を醸成するため、国際交通フォーラム(ITF)と協力して、「ジェンダーと交通」に関するセミナーを開催したところである。

このように、ジェンダー主流化は欧米を中心とした海外では幅広く認知されており、我が国のインフラ海外展開においてもジェンダー主流化の考え方を取り込むことにより、相手国の発展や我が国の取組に対する国際社会の理解の醸成につながることを期待される。

（3）分野別の評価

○鉄道

- ・我が国の鉄道の強みである安全性や信頼性、低廉なライフサイクルコスト等について、積極的な売込を行い、また我が国企業による海外の鉄道の運行・保守事業への参画を促進。
- ・海外進出意欲が旺盛な中国企業や欧州企業等との厳しい競争環境にある。
- ・鉄道事業者及びメーカーの対応能力に限りがあるため、いかに海外案件のリスクを見極めながら優先順位をつけて取り組んでいけるかが課題。
- ・国内市場では運行事業者からのオーダーメイドによる設計・製造が基本であるため、海外市場では、コストや納期長期化等の面で海外競合との競争に苦戦している。こうした中で、標準車両の開発や部品等の共通化等による、国内メーカーと鉄道事業者の連携によるコスト削減や効率化を図ることが期待される。
- ・また、国内では鉄道事業者が持っている、多様な車両・機材メーカーを統率するインテグレート能力が、海外展開の場面においては課題となっている。こうした

¹⁰すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定（令和6年6月11日）

¹¹「各府省は、あらゆる分野の政策、事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握に取り組む。」と記載。

中で、鉄道事業者によるソリューションの提供や、メーカーのインテグレート能力の獲得等、受注基盤の強化に向けた鉄道関連産業全体の取組が必要である。

- ・新興国の鉄道プロジェクトにおいても欧州規格の採用が求められることがあり、本邦事業者による鉄道用機器等の海外展開において障壁となっている。

○港湾

- ・港湾整備は、政府によるトップセールス等を活用した働きかけや、質の高い港湾建設技術による相手国の課題解決への貢献などにより、アジア・アフリカ地域の ODA 案件を中心に受注を獲得してきたが、近年は ODA 以外の現地発注案件も受注。
- ・港湾運営は、ターミナルの整備と運営を一体的に実施する PPP 事業を含め、参画が船社や商社中心となっており、港湾荷役等の実務的ノウハウに強みのある港湾運送事業者の参画は限定的。
- ・近年、サプライチェーン上の要衝に位置する港湾の整備や運営権の確保に対して、経済安全保障の観点から関心が国際的に高まってきている。

○航空

- ・空港整備において、空港施設のライフサイクル全体を見据えた計画策定や、自然災害の多い環境下で培われたリスク管理能力は、我が国企業の強みである。また、空港運営において、我が国の空港会社はターミナル施設のテナント運営、顧客サービス、安全性等の点で強みを有している。
- ・加えて、空港技術についても、我が国企業は低炭素化や資源循環等の環境配慮に優れた技術を数多く有しているほか、IoT や AI を活用した空港技術も、今後優位性を発揮することが見込まれる分野である。
- ・こうした強みを生かし、ハズラット・シャージャラール国際空港の整備・運営事業など、ODA のみならず政府間枠組みも活用して、空港整備・運営案件等の契約締結に向けて協議を促進している。一方で、価格、実績及び知名度、海外案件を推進できる人材等のリソース不足等の面から、外国企業との競合に苦戦。

○海事

- ・我が国造船・船用工業は、優れた技術力を有しており、高性能・高品質を強みとしている。
- ・商船分野においては、高い省エネ技術をいかした船舶や船用機器の輸出に取り組んでいる一方、中国及び韓国との熾烈な競争が続いている。
- ・また、官公庁船分野においては、高い安全性・機能性をいかした ODA による巡視船等の供与に取り組んでいる一方、韓国及び欧州との厳しい競争環境にある。

○物流

- ・我が国の物流事業者が強みとする高品質できめ細かい物流サービスが、海外市場において正当に評価されるよう、官民連携による国内検討会を開催する等して、規格の標準化等を推進。また、国際物流の多元化・強靱化を図る観点から、従来の輸送手段・ルートを代替又は補完する輸送手段・ルートについて実証輸送を実施。
- ・コールドチェーン物流について、品質面よりコスト面が重視される傾向にあることから、日系物流事業者が強みとする高品質なサービスが荷主から選ばれにくい。

○交通ソフトインフラ

- ・交通ソフトインフラ海外展開支援協議会（JAST）を通じて、スタートアップを含む技術と意欲のある企業に対する情報提供・意見交換等を実施。
- ・令和5年度はベトナム、令和6年度はインドネシアで海外セミナー及びビジネスマッチングを開催し、交通ソフトインフラのASEAN諸国への展開を実施。
- ・デジタル技術を活用した新たなサービスが世界各国で目まぐるしい速度で開発・実用化されている中、国内外並行して、或いは、国内の実績に囚われることなく、積極的に海外展開を支援していくことが必要。

○都市開発・不動産開発・住宅開発・スマートシティ

- ・我が国ならではの強みを有しているTOD（公共交通指向型都市開発）、3D都市モデル（PLATEAU）の活用等により新たな事業展開を実施。
- ・省エネ、モビリティ等の優れた要素技術は有しているものの、それらを統合したコンセプトを相手国の課題・ニーズ合わせて提案することについては、未だ途上。
- ・スマートシティについては、ASEANに加えインド等における海外展開に取り組んでいるものの、案件形成にあたっては単独の要素技術の展開に留まり分野間のデータ連携に着目した取組が不十分。
- ・住宅・建築分野においては、我が国が戦後の住宅不足や幾多の災害を乗り越える中で蓄積してきた政策的・技術的知見を最大限に活かした国際協力・海外展開を推進。住宅金融支援機構、都市再生機構、国際協力機関等とも協働しながら官民連携のもと、耐震技術や環境建築対策などの我が国の強みとなる技術・制度等の普及・展開を促進。耐震・免震技術についてはトルコにおける我が国の技術展開が図られた。また、米国、豪州等では建築・土地利用規制や税制等のビジネス障壁の解消、政府レベルの課題解決に取り組む必要がある。

○水資源・上下水道・防災

- ・我が国ならではの強みを有しているダム再生事業、上下水道事業等の事業展開を実施。
- ・水防災分野では、気候変動の影響により各国での水防災投資のニーズが高まって

いるものの、多くの国・地域では、科学的なリスク評価に応じた事前防災投資が浸透していないため、水防災対策の必要性が訴求されにくく、ビジネスにつながりにくい。

- ・ ライフサイクルコストや維持管理のしやすさ等我が国の技術の優位性が充分理解されておらず、我が国事業者のシェアは低い。

○道路

- ・ これまで途上国からの道路整備のニーズ対して、主に ODA を通じた取組を中心に実施しており、インド、ベトナム等のアジア諸国を中心に円借款事業を我が国企業が受注。
- ・ 我が国が得意としてきた長大橋梁や長大トンネルの整備において、中国や韓国の技術力が向上し、かつては我が国が主に受注してきたこれらの案件においても中韓企業等が受注するなど、競争環境は厳しい状況。
- ・ また、近年増加している新興国の道路 PPP 案件の受託企業は、国内受託が大部分のインドを除くと、スペイン、韓国等の実績が多く、我が国企業の受注は限定的。

○建設産業・建設技術

- ・ 2002 年以降の我が国建設関連企業の売上高は着実に増加し、一般社団法人海外建設協会会員企業による海外受注実績は、2024 年度は 約 2.6 兆円となっている。
- ・ 一方、現時点で大手建設企業の受注高において海外事業が占める割合は高くとも 30%程度に留まっており、海外売上高で見れば欧州、中国のみならず韓国に対しても劣後している。
- ・ また、我が国建設企業の海外での受注内訳（発注者別）をみると、ODA 案件は継続的に受注を獲得しつつ、近年では現地公共機関による自己資金案件や現地民間企業案件のウェイトが増加傾向にあり、引き続き同様の案件の受注拡大を推進するとともに、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（MDBs）を資金源とする案件等の受注拡大を図る必要がある。

（４）地域的な状況

我が国としては主に、次の地域を中心にプロジェクトを形成・実施してきた。以下の地域について、これまでの取組と今後の課題について振り返る。

（東南アジア）

ASEAN 諸国は、インド洋と太平洋をつなぐ海上航路（シーレーン）の要衝に位置しており、FOIP の要であり、ASEAN の安定は、我が国を含むインド太平洋地域全体の繁栄にとって極めて重要。加えて、資源・エネルギーや食料といった重要物資の多くを輸入に依存する我が国にとって、これらの物資の安定的な供給を確保するこ

とが我が国の経済安全保障上不可欠である。これらを踏まえ、我が国では「日・ASEAN 包括的連結性イニシアティブ」¹²に基づき、ハード・ソフト両面における地域間の連結性の一層の強化に取り組んできた。

他方で、ODA を含む ASEAN 諸国での事業において、受注企業に対する工事費未払いや工事用地の不引き渡し、競合国企業との価格競争力の差による受注機会の損失等が継続的な課題となっている事例がある。また、経済成長著しい ASEAN 諸国においては ODA 卒業国・中進国入りが見込まれる国が増加していることから、我が国のプレゼンスを引き続き確保するためには、民間投資を活用したインフラ整備や運営権獲得による O&M 事業といった我が国企業が参加可能な PPP 事業の組成と受注に向けた官民連携による取組が求められている。

法の支配に基づく F0IP の実現に向けては、ASEAN 地域の海上法執行能力の向上による海上安全保障のための取組を進めている。

（南・中央アジア）

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめとして、高い経済成長や大規模なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を持つ国があり、存在感を高めている。我が国企業にとって重要な市場、生産拠点及び投資先として注目を集めている。また南アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通路の要衝であり、我が国にとって戦略的に重要である。加えて、QUAD の一員でもあるインドはグローバルサウスの一員としても近年発言力を増しており、我が国にとって連携を強化すべき位置づけとされている。一方、地域によっては深刻な貧困状況や基礎的な社会インフラの未整備、頻繁に発生する自然災害への対策、産業インフラ整備の遅れなどの課題を抱えている。我が国は 2023 年 3 月に「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）のための新たなプラン」を発表し、今後 F0IP を実現するための取組を強化していくことを表明した。特に、各国のニーズが大きいインフラに関しては、2030 年までに官民あわせて 750 億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員することとしており、南アジアは F0IP の実現に向けた重要なパートナーである。

中央アジアは、不確実な国際情勢の中で重要性を増している。地政学的な観点では、中露との歴史的な関係、西側諸国との多角的外交、国境を接するアフガニスタンとの関係が注目される。経済面では、石油・天然ガス・ウラン・鉱物資源に恵まれた地域として、欧州へと繋がるエネルギーの安定した供給ルートやカスピ海ルートのような新たな輸送路の確保、サプライチェーンの多角化などが求められている。さらに、我が国企業にとっては新たな市場としての潜在性を有している。

（中南米）

中南米地域との間では約 160 万人の移住者・日系人の存在をはじめとする人的な

¹² 令和 5 年 9 月の ASEAN 関連首脳会議において発表

絆もあり、伝統的に友好関係を築いてきた。これに加え、近年、中南米諸国は、豊かな資源と着実な経済成長を背景に存在感を高めており、我が国にとって民主主義、市場経済といった基本的価値を共有する国際社会における重要なパートナーとなっている。特に、ブラジル、メキシコ等をはじめとする新興国は、国際社会で急速に発言力を高めている。

こうした状況を踏まえ、我が国は中南米地域に対し、我が国企業の活動支援等を通じて、日本と中南米の経済関係を一層促進するとともに、緊密化する日本と中南米の関係を今後とも確固たるものとするため、中南米地域の安定的発展に対する支援を行うこととしている。

他方、過去の中南米における ODA 最盛期と比べるとカントリーリスク等により日系の建設関係企業の撤退が進んでしまったことから、現在、建設分野における日系企業の中南米における活動は限定的となっている。そのような中で、グローバルサウス等としての中南米の重要性も再認識されているところ、中南米への日系企業の展開に向けた取組を推進することが求められている。

（アフリカ）

アフリカは、54 か国に約 14 億人を擁し、2050 年には世界人口の 4 分の 1 を抱えるようになる潜在力に溢れた地域であり、豊富な鉱物資源や高い経済成長率を誇ることから、日本の経済安全保障やバリューチェーンの確保の観点から重要な地域である。内陸部と沿岸部とを連結させるネットワーク確保を図るため、物流の骨格となる国際回廊開発による連結性強化への支援と合わせて、港湾等のインフラと関連産業の一体的な立地を促進するなど、各事業が進められてきた。

一方で、旧宗主国でフランス語圏に強みを持つ欧州や、中国といった競合国がアフリカ地域のインフラ事業へ積極的に参画し影響力を発揮する中、我が国の企業進出は出遅れている状況にある。言語・地理的に不利である事に加え、現地でのインフラ開発に携わる人材が不足しているなど様々なハードルがあるため、アフリカ地域への我が国企業の進出意欲は決して高くない。

（北米・欧州地域）

我が国の唯一の同盟国である米国は、経済的な結びつきも強く、我が国は米国内の直接投資残高で 2019 年以降 5 年連続世界最大の対米投資国であり、2007 年から 2022 年まで米国内雇用者数では英国に次いで 2 位である。インフラ分野においても、幅広い分野で我が国企業が事業を展開している。

米国のインフラ政策に目を向けると、バイデン政権下で 2021 年にインフラ投資・雇用法（IIJA）が成立し、連邦政府によるインフラ投資が加速された。しかし、2025 年にトランプ大統領が就任し、IIJA に基づく補助金の停止・レビューが各機関で行われることとなった。また、米国国際開発庁（USAID）の全ての対外援助プログラムが停止・レビューの対象とされ、残る一部の事業については国務省の下でより効率

的に運営される方針となっている。なお、米国の ODA 実績は 2023 年で約 650 億ドルと、OECD 開発援助委員会（DAC）加盟国の中で最も多く、全体の約 3 割を占めている¹³。

また、トランプ政権は、2025 年 3 月以降、相互関税、分野別関税の導入を発表しており、米国への輸送や部品調達等を通じて米国内でインフラ事業を展開する我が国企業においては、今後の資材調達等に当たってのコスト増等の影響が懸念される。

欧州地域では、インフラ事業は企業や地方政府が主導し、PPP 方式の事業が浸透している。我が国企業は、地場の企業や、中国、韓国との競争にさらされており、我が国建設企業の海外受注の地域別構成比率を見ても、欧州地域での受注は少ない¹⁴。ウクライナに対して、我が国はこれまで総額 120 億ドル以上の支援を表明し、着実に実施してきている。交通インフラ分野では、鉄道レール等の供与を行っている。

¹³ 日本は 196 億ドルで世界 3 位

¹⁴ 2023 年度で欧州は全体の 0.2%（参考：アジア 44.7%、北米 34.4%）

第4章 今後の方針・取り組む施策

(1) 国土交通省の取組方針

グローバルサウス諸国企業の飛躍的成長、経済安全保障上のリスクの増大、グリーン・デジタル等の社会変革等の大きな転換点に直面する国際社会において、我が国として国際社会への貢献を一層強化し、人口減少下において生産活動や技術力の維持・向上を図りつつ、経済安全保障など新たな課題について国益を実現するため、国土交通分野のインフラシステムの海外展開については、新戦略の3本柱である以下の3点に基づき取り組むこととする。

- 1 相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応、PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化等を通じて、世界のインフラ市場における我が国の国際競争力及び相手国との共創を通じた我が国企業の海外市場における「稼ぐ力」の向上に取り組む。
- 2 重要物資の安定供給及び我が国企業の産業競争力維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化及び関連するインフラの整備等を通じた経済安全保障上重要なインフラへの積極的関与、グローバルサウス諸国と迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援を通じて、我が国の経済安全保障等の新たな社会的要請に迅速に対応する。
- 3 DX・GX・気候変動、環境関連の取組、デジタル分野関連の取組、防災分野の取組、国際標準の策定等の新たな市場とルール整備の主導、新たな市場に対する人材育成等を通じて、世界が直面している社会変革に対応する。

また、グローバルサウス諸国では、潜在的なカントリーリスク等により、我が国企業の海外参入意欲を低下させている。そのため、政府が積極的に案件発掘、マッチング、F/S、実証実験、国内支援主体との連携構築等を実施し、我が国企業の海外進出を促進する必要がある。

(2) 具体的な施策

- ① 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化
 - 1) 相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応
(我が国の強みを活かしたインフラのトップセールス)
 - ・ トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話、G to G による情報発信等を継続的に実施し、閣僚級同士での働きかけによる案件発掘、相手国政府関係者への我が国の「質の高いインフラシステム」の理解の醸成等を通じた我が国企業の参入の支援。

(「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」に基づくインフラの展開)

- ・ 開放性、透明性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」沿った、ジェンダーの視点を踏まえつつ、社会的に包摂的なインフラについて、国際会議や政府間対話の機会における積極的な情報発信。
- ・ 我が国の競争力の強化を図り、我が国企業の更なる海外進出を後押しするため、JAPAN コンストラクション国際賞（国土交通大臣表彰）において、「質の高いインフラ」を代表する海外建設・開発プロジェクトや海外において先導的に活躍している中堅・中小建設関連企業、「質の高いインフラ」の実現に寄与する研究開発や人材育成等の取組を表彰。
- ・ G20 や OECD 等の国際社会で議論がなされている「質の高いインフラ」に関する評価指標の策定の動きを注視しつつ、我が国企業の優位性が適切に評価される手法の検討。
- ・ 我が国の「質の高いインフラシステム」に対する理解を醸成するため、キーパーソンとなる相手国政府関係者を我が国へ招請し、我が国インフラの現場視察や我が国企業との関係構築のための研修を実施。
- ・ 国際会議参加者、情報発信力の高い在京大使館、インフラシステム担当省庁等からの研修員、将来カウンターパートになり得る留学生等、効果・効率も考慮した視察先や対象者の充実。
- ・ 相手国内における我が国企業と相手国政府との間で技術の紹介や意見交換を行う場の設置、セミナーやビジネスマッチングを開催等、相手国政府の理解を深める具体的な案件形成の促進。

(オファー型協力などを通じた事業提案・支援)

- ・ 相手国ニーズや我が国として実現すべき価値観を踏まえ、ファイナンス機能を有する官民ファンドの JOIN、インフラに関する固有の技術・ノウハウを有する独立行政法人等、各インフラ分野における多様な関係者が参画した官民協議会といったインフラシステム海外展開に活用できる豊富なリソースを最大限活用した幅広い支援スキームの提供。
- ・ 外務省、経済産業省といった関係省庁や、国際協力機構（JICA）、（株）国際協力銀行（JBIC）、（株）日本貿易保険（NEXI）、（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）といった関係機関と連携を通じた我が国の強みを活かした魅力的な支援メニューの構築。
- ・ 優れた我が国技術の海外への実装の促進のため、チームジャパンとして産学官が一体的に推進できるよう、在外公館、国際学会、大学が有する海外の大学とのネットワークやパートナー企業等も活用し、企業のリスクや負担軽減に資する現地の基準やニーズ等を情報収集・発信するための体制を構築。

(スマートシティや TOD 等の複合的なまちづくりや住宅を含む多様なインフラシステムの構築)

- ・ 駅ナカ・沿線開発や TOD 等、鉄道分野と都市開発分野の連携によるインフラ海外展開や、臨海部産業立地と港湾、アクセス道路整備との一体的な開発・運営等、一つのインフラシステムから周辺分野へと多面的な事業展開を組み込んだ案件形成。
- ・ スマートシティなどデジタル技術を活用した取組による都市開発の海外展開。
- ・ 都市開発における海外展開支援について、UR、一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）等を含めた民間企業及び関連団体との連携強化。
- ・ 相手国政府の要人招聘、フォーラムの開催、協力覚書等を通じた政府及び相手国ステークホルダーとの関係強化。
- ・ OECD、UN-Habitat（国連人間居住計画）等の国際機関と連携した、3D 都市モデル（PLATEAU）や土地区画整理法等の我が国の強みを生かした技術や制度の海外展開、ASEAN、インド等の都市の社会課題の解決を図るため Smart JAMP¹⁵に基づく協力の推進や、JASCA¹⁶、日印スマートシティ協力プラットフォーム等を通じた我が国企業が有する技術を活用したスマートシティ分野の案件形成。
- ・ JAST を通じたスタートアップを含む技術と意欲のある企業に対する情報提供、相手国の柔軟な法制度を活用した現地での実証事業の実施、我が国企業と対象国政府・自治体に向けたセミナー及びビジネスマッチングの開催。
- ・ 相手国の課題解決に資する我が国の質の高い不動産開発推進等によって我が国不動産企業の海外事業を拡大するため、海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）の対象国を新興国のみならず、市場拡大の続く米国・豪州等へ拡大のうえ、現地の法制度や市場に関する情報提供、現地国政府への制度改善要望、日系企業間の連携促進等を実施。
- ・ 住宅・建築分野における民間事業者等による我が国技術の普及や事業化調査を支援し、官民一体となって海外展開を推進。
- ・ 住宅・建築分野において、民間ニーズ・課題を把握し、エリア毎に取組を整理し、取組ごとに必要となる関係者との推進実施体制をリードすることで、官民一体となる体系的・戦略的な海外展開を推進する。

(第三国市場に進出する際の補完的連携)

- ・ 欧米諸国や新興国等の企業との連携による、アフリカや中東等の第三国市場への我が国企業の参入を後押しするため、セミナー開催を通じた両国企業のマッチング等支援や、政府間の二国間連携の枠組み構築を実施。

¹⁵ Smart City supported by Japan ASEAN Mutual Partnership：日 ASEAN 相互協力によるスマートシティ支援策

¹⁶ Japan Association for Smart Cities in ASEAN：日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会

(ブレンデッド・ファイナンス等の多様な仕組みの構築)

- ・ 公的機関間の役割分担を踏まえつつ、JICA、JBIC、NEXI、JOIN 等の公的ファイナンスを最大限活用した、我が国企業の受注の支援。
- ・ 世界銀行や ADB 等の MDBs を活用した支援。
- ・ JOIN と世界各国でインフラ開発等を担う政府機関、企業等との間における協力覚書の締結等、各国のインフラシステム整備におけるキープレイヤーとのネットワーク作りや、円滑な事業運営を確保するため、役員・技術者等の専門家派遣や相手国政府機関等との交渉のサポート等による、政府系ファンドとしての強みを活かしたハンズオン支援。
- ・ 本来相手国政府が支払うべき資金が支払われない場合等の信用リスクに対応するための支援スキームについて、関係機関とともに検討する。

2) PPP を含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化

(上流への積極的参画支援と我が国企業の関与の強化)

- ・ 国土交通省と UN-Habitat により設立された、途上国や新興国に対する「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム (SPP)」などを通じた国土計画や地域開発計画に従って開発を進めることの重要性の説明や計画策定等の協力。
- ・ 成長著しい ASEAN 諸国に対して、国家レベル、都市圏レベルの都市開発や交通マスタープラン等の適時の見直しの協力。
- ・ 我が国の強みを活かした案件を形成するため、我が国コンサルタントが「川上」段階で我が国のコントラクターやメーカー等の意見を聴取し、環境整備に反映させる枠組みの構築。
- ・ インフラシステムのベースとなる政策のフレームや方向性に関する国際会議等に積極的に参画し、国際的な議論を上流部からリード。
- ・ 企業の海外進出に向けて、リスクのみでなく、PPP やコンセッション含めインフラ海外展開は企業利益につながるという認識の醸成。
- ・ 日本が有する建設生産・管理システムの相手国での高度化による安心して日本企業が働ける環境づくりが重要。

(地方公共団体との連携)

- ・ 我が国の地方公共団体が培った技術・運営ノウハウ等を生かして案件形成に取り組む地方公共団体等との連携を推進する。

(独立行政法人等の活用)

- ・ 独立行政法人等による公的機関としての信用力やインフラに関する固有の技術・ノウハウを活用したプロジェクトの「川上」段階における案件形成調査等や、セミナー・研修・視察受入等の取組の推進、我が国企業も参画するプロジェクトにおける取りまとめ役としての役割を担うこと等を通じた O&M を含めた

我が国企業の海外インフラ事業への参入の促進。

(我が国企業からの相談に対する迅速な対応)

- ・外務省、在外公館及び JICA と連携した、円借款案件における未払い等のトラブル発生時の速やかな相手国政府へのトップクレームの実施、二国間協議や国際会議の場等の様々な機会を捉えた相手国政府への働きかけ。
- ・「海外インフラプロジェクト相談ホットライン」等を活用した案件受注後の民間企業（建設会社やコンサルタントのみならずメーカーやオペレーター等）のトラブル解決の迅速化。
- ・政変・騒乱、事故・災害、経済危機等、当該国に展開する海外インフラシステム案件に大きな影響を与える事案等が発生した場合における関係省庁と連携した我が国企業に対する支援。
- ・我が国企業がカントリーリスクに備えた上で海外展開を進められるようリスク対応能力の強化する手法の検討。
- ・関係国との建築・住宅に関する幅広い情報収集、交換を行っている国内団体（国際住宅建築都市産業協会、日中建築住宅産業協議会）と連携し、我が国企業の海外展開を支援。

(PPP 案件への対応力の強化)

- ・相手国政府の政策決定権者や政策担当者の PPP の事業性に関する理解を促進するため、トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話、セミナー等の機会を活用した事業性等に対する理解の共有化。
- ・日バングラデシュ・ジョイント PPP プラットフォーム等、二国間の枠組みを活用して、我が国企業が参画可能な PPP 案件の形成推進や好事例の他国への横展開、分野や資金源等の拡大に向けた調査を実施。
- ・案件形成段階から施設整備後の運営までを見据えた ODA 等の公的資金を活用した PPP 案件の形成及び ODA 等の公的資金による施設整備と合わせた O&M に我が国企業が参画するパッケージ型の案件形成。
- ・VGF¹⁷や RCF¹⁸等の導入による需要リスクの官側の分担の必要性について、相手国との理解の共有。
- ・カントリーリスクのヘッジなど JBIC 及び NEXI の一層の活用を図るなど、関係省庁、関係機関等と連携するとともに、JOIN との連携による魅力的なファイナンススキームの構築。
- ・独立行政法人等の有する総合的ノウハウ等を積極的に活用した O&M をはじめとする PPP 事業の案件獲得。

¹⁷ バイアビリティ・ギャップ・ファンド：採算性の向上のために投入する政府資金

¹⁸ ライダーシップ・コンティンジェンシー・ファンド

3) スタートアップ、ユーザーサービス等、案件の付加価値を高める下流への参画支援 (O&M 等を通じた案件への継続的関与)

(スタートアップが挑戦できる環境整備)

- ・ 技術と意欲のあるスタートアップ企業、地方・中小企業を発掘、これら企業の海外展開の支援、官民の情報共有・連携体制の構築。
- ・ デジタル技術を活用した経路検索システム、配車システム、バスロケーションシステム等の優れた技術を有するスタートアップ企業、中堅・中小企業に対する実証事業支援や JAST、JASCA、中堅・中小建設企業海外展開促進協議会 (JASMOCC) を通じた海外展開に係る情報提供や技術 PR 等のプロモーション、ビジネスマッチング等の機会の提供。
- ・ これまでの国際協力案件や実証事業において得られた公共調達や標準化に係る知見を踏まえつつ、スタートアップ企業に対して適切な支援を行う。

(O&M 等を通じた案件への継続的関与)

- ・ 案件形成調査の予算を活用した海外における鉄道、空港、港湾、道路等の O&M のニーズ調査、候補となりうる案件発掘のための調査等の実施、事業スキームを官民で検討による我が国事業者の海外 O&M 事業への参画を支援。
- ・ ODA の案件形成の段階から、O&M を視野に入れた働きかけを行うほか、管理委託契約等により我が国企業が O&M に参入することを政府間で予め確認する「O&M パッケージ型」の案件形成。
- ・ 「インフラメンテナンス国民会議 海外市場展開フォーラム」を通じたメンテナンス分野の海外プロジェクトに関連する官民連携の促進等による海外市場での競争力のあるインフラメンテナンス産業の育成及び海外展開の支援。
- ・ JOIN の出資機能の積極的な活用及び O&M を含む、もしくは O&M を対象とする円借款、海外投融資や公的金融機関による支援。

② 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保

1) 経済安全保障上、重要なインフラへの積極的関与

(国際物流の多元化・強靱化)

- ・ インド太平洋地域をはじめとするサプライチェーンにおける物理的連結性の向上に資する観点から、関係省庁と連携しつつ、港湾、空港、鉄道、道路等のインフラシステムの整備・運営に係る案件形成。
- ・ 連結性の強化に資するよう、港湾とアクセス道路を一体的に整備し、或いは鉄道と沿線開発を合わせて開発・整備する等、分野を横断して一体的にインフラシステムを整備・運営する案件の形成。
- ・ 整備された港湾施設の利用促進には、水路測量を実施し電子海図を整備することと、それを維持更新していくことにより船舶に対し航行安全上必要な情報を提供することが必要。港湾整備の計画段階から電子海図整備支援及び技術移転

を含めた案件形成を進め、ポートセールス向上に寄与。

- ・インド太平洋地域の海上安全の確保等に資する観点から、巡視船等官公庁船の海外展開。

2) 同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援 (海外における復旧・復興への貢献)

- ・災害や紛争等の発生によりインフラ等について甚大な被害を受けた国に対する関係省庁や JICA 等の関係機関と連携した専門家派遣、技術的助言等を通じ、我が国が有するインフラ等の復旧・復興に関する高度な知見や技術を提供。
- ・ロシアの侵略を受けているウクライナに対して官民協議会（「日ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会（JUPITeR）」を通じた民間企業も巻き込んだ政府間対話を継続し、ウクライナ政府への日本の技術の紹介、具体案件の発掘等を実施。
- ・大量住宅供給のための住宅整備・金融制度、耐震・省エネ等の建築基準・施工技術の知見を共有。

(グローバルサウスと連携した案件形成・事業化支援)

- ・従前積極的に我が国インフラシステムの展開に取り組んできた東南アジア諸国のほか、南アジアやアフリカ、太平洋島嶼国等において、日バングラデシュ・ジョイント・PPP プラットフォームやアフリカ・インフラ協議会（JAIDA）等、それぞれの地域に対応した枠組みを活用し、インフラ整備促進に向けた調査・制度改善活動等を通じて具体的な案件形成・事業化を支援。
- ・グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）、日本国内のイノベーション創出（GX/DX）等を通じた我が国企業の国内産業活性化目的とした支援の実施（グローバル・サウス未来志向型共創等事業（経済産業省計上予算、国土交通省、農林水産省と連携して実施））。

③ グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

1) GX、気候変動、環境関連の取組

(気候変動適応に資するインフラの海外展開)

- ・アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の枠組みを通じた、道路インフラの脱炭素化（アスファルト再生技術等）の取組を展開、カーボンニュートラルポート形成、運輸部門の脱炭素化に係るルール形成の取組を推進、スマートシティ分野の協力、ハイブリッドダム等のプロジェクト形成。
- ・上下水道分野において、都市化の進展が著しい国に有効な非開削で下水管路を敷設し、都市浸水を軽減する技術や我が国が優位性をもつ省エネ型水処理技術、下水汚泥を有効活用する技術、漏水探知技術等に関する環境・経済面でのメリ

ットを発信し、相手国のニーズに応じた案件形成および我が国事業者の参入を促進。

- ・ 水素燃料電池車、ゼロエミッション船等、温室効果ガスを排出しない燃料を使用した交通システムに係る技術開発や、カーボンニュートラルポートの形成に資する技術、浮体式洋上風力発電等の商用化・普及に向けた取組の海外発信、技術の国際基準・国際標準の策定に向けた議論への積極的な参画・主導。
- ・ 渋滞解消効果の高い都市鉄道・道路（交差点、バイパス等）の整備や、我が国の優れた環境技術を取り入れたエコエアポート、エコシティ等環境負荷の低減に資するインフラシステムの整備・運営等地球環境問題の解決に資する案件の形成。
- ・ 住宅・建築分野において、住宅・建築物の省エネ化、脱炭素化に向けた技術・制度の紹介・共有。
- ・ 鉄道分野の脱炭素化と競争力強化を図るため、先進的な脱炭素化技術の海外展開も見据えながら、鉄道事業者やメーカーが参加する官民研究会において、鉄道分野の GX に関する目標・戦略の策定に向けた検討を実施。
- ・ 廃棄物を活用した発電事業、水力発電、再生アスファルトの活用、珊瑚礁で防潮堤をつくるなどネイチャーベースドソリューション、建設後のエネルギーの監視システムの設置など、日本が有するグリーン分野の技術を活かした海外展開。

2) デジタル分野、DX 関連の取組

(防災)

- ・ 水文システムを含むハード・ソフトの一体的となった流域治水などをターゲットとした案件形成を推進。
- ・ 二国間の防災協働対話等を活用し、既設ダム機能向上による気候変動適応策・緩和策への貢献やグローバル予測モデル等も活用した洪水対策など我が国が強みを持つ防災技術やノウハウを紹介、防災に関する相手国の課題とのマッチングの推進。
- ・ 固体素子気象レーダーなどの気象観測機器や民間気象サービス事業の海外展開を支援するため、我が国の技術や官民連携の取組等に関する国際的な情報発信、海外の気象機関に対する JICA とも連携した技術支援、気象分野の海外動向などの情報について官民の情報共有を行うとともに、アジア太平洋における気象衛星ひまわりのデータの利活用支援を実施。
- ・ 日本防災プラットフォーム（JBP）や防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）と連携して、国情に応じたテーラーメイドで、防災技術をパッケージ化して、相手国政府に解決策を提案する等、防災インフラ・製品の海外展開を産学官連携のもとで促進。

- ・住宅・建築物の耐震・免震技術について、オンラインを活用した研修やワークショップを通じて技術支援・人材育成を実施。
- ・鉄道分野の二国間協力の一環として、鉄道の防災・減殺対策や災害復旧支援策について、スマートメンテナンス等の我が国の技術と知見を共有し、相手国のニーズに応じた連携を推進。
- ・日本が伝統的に有する自然と防災が調和したグリーンインフラの概念や技術の普及。

（デジタルインフラの整備の主導）

- ・関係府省連携した交通ソフトインフラ、スマートシティ、都市インフラのデータ化等、デジタル技術を活用したインフラシステムの海外展開に係る案件形成。
- ・特に、デジタル技術を活用して都市課題等を解決するスマートシティは、今後大きな成長が見込まれる ASEAN やインド等において、相手国政府等との相互協力により、案件形成調査等を通じて我が国企業の進出の支援。
- ・i-Construction の海外展開に意欲のある民間企業等と連携した東南アジア諸国等を対象とした調査、課題分析や展開戦略を整理、案件形成に向けた検討の実施。
- ・i-Construction 等の基盤インフラとなる電子基準点網の設置・運用、高精度測位サービスの利活用の推進に係る取組の支援。
- ・Smart JAMP に基づく協力の推進、JASCA を通じた ASEAN の都市や我が国企業に対する情報提供・マッチング支援、JAST における海外セミナーやビジネスマッチングの実施等を通じ、スマートシティ及び交通ソフトインフラの ASEAN 諸国への展開。
- ・自動運転分野において、自動車の国際基準を策定する国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）への積極的な参加を通じ、自動車メーカーとも連携し国際議論をリードし、国際基準の策定に貢献。
- ・PC 化による輸送費等の削減、CIM を使った施行、BIM による効率的な運用、IoT や AI、ドローンを活用した劣化状況の把握予測、デジタルツインの活用など日本が有するデジタル技術の活用。

3）新たな市場とルール整備の主導

（国際標準化の推進と戦略的活用）

- ・令和 7 年 6 月策定の「新たな国際標準戦略」に基づき、国際社会の課題解決に関係が深く、かつ我が国が強みを有する分野において、官民が連携しつつ規格開発および標準を活用した課題解決を主導し、市場を創出することを目指す。
- ・国際標準の制定に向けた議論への積極的な参加による安全面、環境面及び経済面において優れた我が国の規格等の国際標準化の「川上」段階からの推進。
- ・ISO 等、海外プロジェクトで適用している基準等の国内工事での試行や標準化

の推進。

- ・外国基準が採用された案件でも我が国の強みが発揮できるよう、外国基準に我が国の産業も合わせる対応能力の強化。
- ・令和7年6月策定の「鉄道技術標準化ビジネスプラン」に基づき、我が国の鉄道システムの国際競争力の更なる強化をはじめとした、我が国の鉄道事業及び鉄道産業の持続的発展を目的として、国際規格の新規提案体制の見直し、鉄道事業者等における規格活用、標準化に取り組む人材育成等を推進。
- ・我が国規格の相手国での標準採用の働きかけ、都市鉄道における海外向け車両の標準仕様“STRASYA”（STandard urban RAIlway SYstem for Asia）改訂版のアジア諸国への展開の推進や港湾関係国際機関と連携した我が国港湾技術基準等の国際標準化の推進。
- ・液化水素運搬に係る技術についてオーストラリアと連携等、国際標準化機関（ISO）において取組が先行する欧州勢等との連携の強化。
- ・スマートシティの形成において、データの自由な流通及び利活用は重要な要であることから、G20 大阪サミットで提唱された「DFFT（Data Free Flow with Trust）」の考えに基づく、国際的なルール作りへの参画。
- ・Smart JAMP 等により海外展開を推進する際に、国際標準を積極的に活用。
- ・建築・住宅分野では、ISO における国際規格の策定にあたり、防火・構造等の分野を中心に、精力的活動を行い、我が国の意見を反映する取組を実施。また、建築物の省エネルギー分野では、建築設備を本体の要求性能どおりに運用されるよう性能検証する技術等の国際標準化に取り組む。
- ・自動車分野において、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）においては、我が国は欧州以外の国として初めて、2023 年から副議長を務めており、このプレゼンスも活用しつつ、自動車の安全・環境性能にかかる国際基準が日本の技術・基準等を踏まえたものとなるよう取り組む。また、アジア等の新興国における自動車基準・認証等の制度とその運用が国際基準に適うものとなるよう我が国で実績のある自動車行政制度や運用等を基にした制度構築、人材育成等を支援する。
- ・防災分野において、従来から実施しているインドネシア、ベトナム、トルコ等での防災セミナーを引き続き実施し、さらに、水防災分野（水文学的リスク）の国際標準化等を含める防災技術の海外展開を推進する。
- ・道路分野における ITS の取組として、ISO の ITS 専門委員会（ISO/TC204）等への参画を通じ、ITS に関連する標準化等に向けた取組を推進。
- ・3D 都市モデルの分野において、地理空間情報の標準化に取り組んでいる国際標準団体 OGC（Open Geospatial Consortium）と連携し、新たな標準作りへの協力を図る。また、東南アジア地域においても、都市デジタルツインの構築を進めている。

4) 新たな市場に対応する現地及び本邦人材の育成と交流

(インフラシステム海外展開を担う人材の育成)

- ・海外において、鉄道や道路などの交通事業や上下水道等のインフラプロジェクトを担う建設コンサルタント、コントラクター、建設事業者、官公庁等の人材を対象に、世界各国のプロジェクトの現場で活躍できる基礎的能力を付与することを目指す「海外インフラ展開人材養成プログラム」等の人材育成事業の実施。
- ・各企業で専ら国内案件に従事している技術者が海外案件にも従事しやすい環境を整備することにより、国内外の人材流動化を推進するため、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定し、特に優秀な技術者を表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の運用。
- ・建設資産・プロジェクト全体での情報管理について、ISO19650 を中心とした国際基準に基づく、BIM/CIM の国内基準・要領等の整備や人材育成を推進。
- ・長期的に経済成長が見込まれるアフリカにおいて戦略的な事業遂行に必要なビジネス環境を整備するため、建設分野においてアフリカの人材を受け入れ、日本の技術やビジネス慣行に精通した人材を育成するための仕組みを構築。
- ・グローバルサウス諸国をはじめとする海外展開の相手国との長期にわたる二国間関係の構築や将来の案件獲得、現地での運営体制構築に向け、高度外国人材や特定技能・技能実習（育成就労）の人材受入・育成に官民連携で取組。
- ・JICA が実施する課題別研修への各分野の専門家の派遣や、研修修了生とのネットワークの構築・維持。
- ・国内と海外の建設市場の制度等の違いをシームレスにすることで、国内及び海外の建設市場で活躍する人材の育成。

(標準・基準を取り扱う専門人材の育成)

- ・国際標準を取り扱う国際機関や委員会において議論を主導するため委員会等の重要な役職に我が国の人材を配置できるよう官民連携し、長期的な視点から人材の育成。

(海外での設計・製造拠点の設置と現地職員の活用)

- ・海外での製造拠点の設置は、我が国企業の海外展開向け供給能力不足を補うことにも効果があるため、海外リソースの活用による競争力強化に向けた企業の取組の支援。

④地域毎の取組方針

以下の地域では、次を中心として取り組む。

1) 東南アジア

ASEAN 諸国は FOIP の要であり、ASEAN 地域の安定は、我が国を含むインド太平洋地域全体の繁栄にとって極めて重要である。加えて、我が国の経済安全保障上不可欠な資源・エネルギーや食料といった重要物資の安定的な確保のためには、引き続き、地域間の連結性向上等に必要なインフラの整備等をハード・ソフトの両面で支援していく必要がある。

既存事業での工事費等の未払いや手続き遅延、工事用地の不引き渡しといったトラブルに対しては、関係機関との協議やトップクレームによる相手国政府への働きかけなどにより解決を図っていく。また、我が国企業の受注拡大に向けては、気候変動適応や防災といった近年の課題に対して我が国が強みを持つ技術の活用や、ライフサイクルコストも含めたコスト評価、現地人材・企業育成といったソフト面の支援といった「質の高いインフラシステム」としての案件形成を引き続き推進する。また、ASEAN 諸国の ODA 卒業や中進国入りを見据え、「川上」段階からのトップセールス等の相手国政府への情報発信・折衝や、O&M を視野に入れたパッケージ型の ODA 案件形成といった上流からの取組により、我が国企業が参加可能な PPP 事業の形成を推進する。

法の支配に基づく FOIP の実現に向けては、引き続き、ASEAN 地域の海上法執行能力の向上による海上安全保障のための取組を進める。

2) 南・中央アジア

南アジアは、市場規模が大きく、総人口に占める若年層割合も高く、高い成長率・経済的ポテンシャルを有することから、我が国企業の進出・拠点化も進んでいる。また、国際社会においてグローバル・パワーとしての存在感を高めているインドをはじめとする南アジア諸国の重要性が増している。

特に、バングラデシュとの間では、2017 年 6 月に締結した国土交通省及び同国 PPP 庁間の覚書に基づき、PPP 案件について、我が国企業が優先交渉権を得られる枠組みが構築されているところ、案件形成につなげる取組を進めてきている。

中央アジアは、物流の要衝であり、サプライチェーンの多角化の観点から、カスピ海ルートのような新たな輸送路の可能性等を模索する。

これら地域への我が国企業の進出数は、近年、南アジアは横ばい、中央アジアは微増のところ、さらなる関心を得るためには、相手国の体制、政治情勢、法制度、ビジネス慣行等について、周知啓発を進めていく必要がある。

3) 中南米

中南米地域は、食料や鉱物資源を含む経済安全保障の観点から極めて重要な地域である。世界最大の約 160 万人の日系社会が存在しており、彼らの活躍や長年にわたり実施してきた経済・文化協力などを通じ、日本と中南米諸国は非常に良好な関係を築いている。また、中南米から日本に滞在する日系人も多く、日本と中南米の

架け橋として重要な役割を果たしている。歴史的に深いつながりを有しているが、建設関係の企業については日本から遠方であることや、言語面の問題、未払いリスクの存在といった課題があることから、我が国企業の進出は進んでいない。このため、我が国企業の進出・投資拡大を後押しするための取組について推進していく。特に、現地での事業に精通した第三国パートナー企業や日系人社会との連携のような、我が国企業がゼロから進出できるようにするための後押しが必要である。

4) アフリカ

アフリカ地域は、2050年には人口が約25億人（世界人口の1/4）、2100年には約40億人（世界の人口の約4割）に達すると予想され、国にもよるが、全般的には増加する人口を背景に近年目覚ましい経済成長を遂げており、インフラ市場として高い潜在性を有している。

国土交通省はJAIDAと連携してこれまでアフリカ諸国との官民インフラ会議等をアフリカ現地で開催してきたほか、2025年8月に「第4回日・アフリカ官民インフラ会議」をTICAD9に合わせて開催するなど、日アフリカ双方の官民関係者のネットワーク形成や案件の発掘及び形成を推進して、我が国が主導する「質の高いインフラ投資」原則を実践していくことを通じ、我が国企業の進出を支援する。

また、我が国企業がアフリカ事業へ長期的に継続して参画するためには、ビジネス環境の整備が必要であり、世界銀行等の案件やアフリカでのPPP事業への参画経験を有する第三国パートナー企業や、価格競争力のある地場企業との連携を強化するとともに、アフリカ人材を日本で受け入れ、日本の技術やビジネス慣行に精通した人材を育成していくといった取組の充実が求められている。

5) 北米・欧州

米国においては、第1次トランプ政権は10年間で1.5兆ドルのインフラ投資を促進するとしていた¹⁹。第2次トランプ政権は、海外からの投資や民間投資を促進しており、かつ、中長期的にはインフラの老朽化による維持管理、経済成長等に伴う新規整備の需要など米国内のインフラ投資需要は堅調であると見込まれている²⁰。現時点では見通せない要素が存在することから、今後のアメリカの経済政策の動向を注視し、対応していくことが必要である。

欧州地域では、カーボンニュートラルやデジタル政策が推進されており、これら分野でのインフラ需要が高まっている。EUにおけるインフラ投資²¹は堅調であり、2023年にはEU全体でGDPの1.8%近くに達している。西欧及び北欧におけるインフラ投資は増加しており、中欧および東欧におけるインフラ投資は最近になってようやくパンデミック前の水準に戻った。南欧では投資は着実に拡大しているものの、

¹⁹ 連邦政府、州政府、民間等を併せた投資規模と推定

²⁰ 米国土木学会では、2024年から2033年までの10年間で、合計9兆1,000億ドルのインフラ投資が必要であると推定している一方で、現在の投資規模が続けば合計3兆7000億ドルの不足が生じると推定している。

²¹ 基礎インフラ、運輸、通信、保健、教育

パンデミック前のインフラ投資水準を大幅に下回っている。我が国企業は、引き続き地場の企業等との競争にさらされることとなるが、我が国企業の得意分野や強みを活かしてこうした旺盛なインフラ投資需要を取り込むことが考えられる。

ロシアによる侵略の影響を受けるウクライナに対しては、戦況を見極めながら、交通・都市基盤等、国土交通分野のインフラ復興に関する案件形成に向け、我が国企業の活動を支援する。

(3) 外務省・JICA 中心で展開する ODA への関与

我が国では開発協力のための公的資金である ODA を用いて、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む開発途上国の開発のため、開発途上国または国際機関に対し、資金（贈与・貸付等）・技術提供を実施してきた。2023 年 6 月には、開発協力の新たな方向性を示す「開発協力大綱」が閣議決定され、新たな解決策を共に創り上げていく「共創」が基本方針の一つとして掲げられている。国土交通省においては、外務省や JICA、相手国政府とも連携し、案件形成、事業実施中、事業実施後の各段階で、以下の取組を進める。

【案件形成】

- ・相手国ニーズを踏まえた共創の観点も取り入れて、トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話に取り組む。
- ・JICA の専門家等としての国交省職員を派遣する。
- ・調査の早期の段階において、我が国企業と調査コンサルタントの間で情報交換機会の充実を図る。
- ・F/S や D/D の成果物等について、国交省が国内支援委員または技術アドバイザーとして参加し、技術的妥当性の確認（プルーフエンジニアリング）を行う。
- ・我が国が強みを持つ技術の技術仕様への盛り込み（スペックイン）を図る。
- ・技術面・人材面・財政面等の課題を抱える ODA 対象国において、援助要請計画の作成を支援する。

【事業実施中】

- ・我が国企業が取り組む海外インフラプロジェクトにおける施工技術、施工管理マネジメントの課題、安全対策、支払いの遅れや拒否等の案件受注後におけるトラブルの相談を「海外インフラプロジェクト相談ホットライン」等にて受け付け、原因分析等の問題事象の精査、国内発注機関としてのノウハウも活用して、相手国政府・発注機関への働きかけや専門家の紹介等のサポートを行う。

【事業実施後】

- ・「海外インフラプロジェクト相談ホットライン」等により、支払の遅れなどの我が国企業のトラブル相談に対応する。
- ・ODA等で我が国企業が整備したインフラ施設等について情報収集・整理するとともに、これらのインフラ施設の維持管理の状況、現在の課題、老朽化の状況等の把握に努める。また、インフラを長期的に良好な状態で維持管理するには、我が国企業の適切な関わりが必要であるため、O&Mによる事業参画等を通じて我が国企業が継続的に案件に関与できるよう、取組を支援する。

第5章 法令に基づき海外展開業務を行う独立行政法人等の今後の取組方針

(1) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

整備新幹線建設に関するノウハウを活用し、我が国事業者等と連携・協力して海外の高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等の業務を行うとともに、円滑な業務の実施のため必要な場合は出資を行うことで、海外の高速鉄道事業への我が国事業者の参入の促進を図る。

具体的には、出資等による支援を行っているインド・ムンバイ～アーメダバード間高速鉄道事業について、進捗状況を注視しつつ引き続き支援を行うほか、他国案件についてもプロジェクトマネジメント等への参画について検討を行う。

(2) 水資源機構

関係省、業界団体等が一堂に会する「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」において情報共有を図り、官民一体となって戦略的に我が国事業者の海外展開を推進する。

水資源機構が有する公的な信用力や専門的な技術・ノウハウを活用して、我が国に優位性があるダム再生技術・効率的な水管理の案件形成を推進するとともに、地震対策やダム点検技術等のノウハウの強みを生かし、我が国事業者のO&MをはじめとするPPP事業の案件獲得に取り組む。

気候変動、カーボンニュートラルに寄与する水力発電を含む案件の取組を強化する。

東南アジア諸国が中進国へ成長しつつある状況も踏まえ、これまで以上に中進国、先進国を対象とした案件発掘の取組を強化する。

水資源機構を事務局とするアジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）を通じて、アジアの河川流域機関や水に関連する政府機関、学術研究機関、国際機関等の経験や統合水資源管理（IWRM）に有益な情報の共有、研修を通じてIWRMを推進し、我が国の強みを発信するとともに、各国との信頼関係構築を図る。

(3) 都市再生機構

海外における都市及び住宅分野に係る案件発掘を強力に推進するため、海外現地事務所の活用及び現地日本大使館との連携等による関係機関等との関係強化や情報収集機能の強化、計画策定等の受託や現地での予備的調査等を実施する。

また、J-CODE等の官民連携の枠組みとも連動しながら、我が国事業者の案件形成に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務の強化により、我が国事業者の海外進出につなげる。

そのほか、内部における海外人材の育成・確保を行いつつ、我が国事業者の海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。

（４）住宅金融支援機構

新興国の中所得者層の住宅取得を推進し、我が国企業の海外展開を促進するため、新興国における住宅金融制度の構築等を支援する。

住宅金融支援機構により、2019 年度から新興国政府機関職員等を対象とした住宅金融に係る研修を、また、2020 年度から新興国の住宅市場及び住宅金融市場に関する調査を実施しており、今後も新興国が抱える課題に応じて、省エネルギー性に優れた住宅に対する融資制度等我が国の住宅金融制度に係る知見・ノウハウの提供を促進する。

（５）日本下水道事業団

日本下水道事業団が国内の下水道事業の設計、建設、O&M 等に関わり積み上げた技術力・経験や、JICA 長期・短期専門家派遣など海外での実績をもとに、海外への新技術導入に関する技術的支援、海外向け技術確認、海外下水道技術者向けの研修、国際標準化の支援などを実施する。

また各国の政府関係者から污水处理施設の効率的な整備ニーズの確認など、川上からの案形成性に向けた活動を行う。

具体的には、我が国の下水道分野における海外展開の可能性を高めるため、平成 30 年 7 月に設立したアジア污水管理パートナーシップ（AWaP）参加国等を対象に、下水道整備に係る方針・計画の策定状況、下水道整備プロジェクトの実施状況、下水道整備に係る課題やニーズ等の情報収集を行い、本邦下水道技術を活用した案件の発掘調査及び案件形成に向けた検討を行う。

（６）成田国際空港株式会社・中部国際空港株式会社

国内の大規模空港の整備・運営に関する知見・経験を有する成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社はその技術やノウハウが蓄積されていることから、これらの分野における O&M に参画するに当たって、これらの独立行政法人等の技術やノウハウを活用していく。

例えば、成田国際空港（株）を含む我が国企業連合が、モンゴル国営企業と合弁会社を設立し、コンセッション方式でチンギスハーン国際空港の運営事業に参画している事例が好例である。

また、現在同社は、その他の我が国企業と連携して、バングラデシュの首都空港であるハズラット・シャージャラル国際空港の国際線ターミナル運営事業等の海外空港事業への参画を検討しているところである。

これらの取組を好事例とし、引き続き、両社の有するノウハウ等を積極的に活用し、O&Mをはじめとする PPP 事業の更なる案件獲得に取り組んでいく。

(7) 高速道路株式会社

高速道路会社の海外拠点事務所、現地法人等が持つ現地企業や第三国企業とのネットワークや、海外の道路機関等との連携関係を活用し、海外展開に関心が高い我が国企業と現地企業との連携を国とともに率先して促進する。また、国内で培ったメンテナンス、料金徴収などの O&M のノウハウを活かして、ブラウンフィールドの参入を通じて経験を積みつつ、グリーンフィールドについても参入の検討を行う。

東日本高速道路株式会社では、インド現地法人で本邦技術を活用した路面性状測定業務等の更なる事業拡大を図るとともに、南アジアを中心に道路事業に関する情報を収集し、新たな事業参画を目指していく。

中日本高速道路株式会社のフィリピン現地法人では道路建設事業等に参画し、米国現地法人ではテキサス州を中心に道路管理に関するコンサルティング事業を実施しており、引き続きこれらの取組を推進していく。

西日本高速道路株式会社のインドネシア現地事務所では、現地パートナー会社と協働して高速道路事業での技術導入、管理効率化を図るとともに、米国現地法人では、非破壊点検技術等を活用したインフラ構造物の調査・点検事業を実施しており、他の先進国等での新規参入も目指して検討を行っていく。

首都高速道路株式会社は都市高速の運営維持管理に関する技術支援及びタイ現地法人では現地パートナーと協働して社会インフラ事業の拡大を図る。

阪神高速道路株式会社は道路運営・維持管理・環境社会配慮などのノウハウを生かしたコンサルティング事業、タイ ASIAM Infra への海外投資事業、そして中国やモロッコなどの高速道路会社との技術協力・技術交流事業の 3 本柱を中心に海外展開を実施していく。

本州四国連絡高速道路株式会社は長大橋の建設・維持管理技術を活用し、技術支援を一層推進していく。特に 30 年を超える長大橋の維持管理を通じて開発・実装した高度な技術や経験・知見に基づき、様々な業務形態により、長大橋管理者の課題解決に貢献していく。

(8) 国際戦略港湾運営会社

「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」に基づき、2018年12月、阪神国際港湾株式会社は、カンボジア唯一の大水深港であるシハヌークビル港の管理・運営を行う「シハヌークビル港湾公社」の株式の一部を取得し、同公社職員を対象とした阪神港視察の実施、荷役機械等に関する知見の提供、港湾計画に関するアドバイスの実施など関係強化を推進している。今後も、国際戦略港湾運営会社の経験・技術を活かした海外港湾運営への参画に向け必要な支援を行っていく。

（９）株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）

交通・都市開発分野における海外インフラ案件への出資や人材派遣等を通じた経営への参画（いわゆるハンズオン支援）を行う官民ファンドとして、民間資金の動員及び民業補完の観点から、民間企業だけで負うことが困難なリスクの軽減や分担を図り、リスクマネーを供給することが期待されている。

JOINは、2014年の設立以来、計44事業、約2,956億円の支援決定（2025年3月末時点）を行うなど、着実に支援実績を積み重ねてきた。

一方で、2023年度決算における損失計上²²を受け、令和6年12月、有識者委員会の最終報告²³を踏まえた経営改善策・改善計画を国土交通省及びJOINにおいて策定・公表した。事業モニタリングの強化等の経営改善策については、有識者委員会のフォローアップ会合（令和7年3月）を通じて、着実に必要な措置が実施されていることが確認され、引き続き、組織体制の強化や第三者評価の実施などの経営改善策に取り組むとともに、より着実かつ早期に収益が見込まれる分野（都市開発・物流分野）への重点化等により、累積損失の解消に努めていく。国土交通省においても、二国間や多国間の枠組みを活用したJOINに対する支援強化等を実施する。

また、JOINに設置した中堅・中小企業、地方企業からの相談窓口を通じてこれらの企業からの相談に対応するとともに、官民ファンドに関する地方企業向けの説明会に参加するなどして、JOINの支援施策を知る機会が限られる中堅・中小企業、地方企業へのアプローチを実施することにより、これらの企業による案件形成を促進する。さらに、競合国の動向を踏まえ、（i）我が国企業の応札時の負担軽減や新規案件の発掘を目的とした関係省庁等との情報共有や意見交換（ii）我が国企業の事業参画機会の創出を念頭においた、計画の上流段階での海外政府機関や海外企業との覚書の締結、（iii）在外拠点を持つ公的機関と連携した情報発信等の取組を実施していく。

²² 約799億円の当期純損失を計上。

²³ 令和6年8月に国土交通省に有識者委員会を設置し、JOINの役割、在り方、経営改善策等について検証・検討が行われ、同年12月に最終報告が取りまとめられた。

第6章 分野別の主な取組

(1) 鉄道

施策	概要
(一社) 海外鉄道技術協力協会 (JARTS)	海外展開に関係する鉄道事業者、鉄道関連メーカー、商社、コンサルタント、建設会社、鉄道関係団体等の幅広い業種を会員とし、鉄道の海外展開に係る活動を行う団体。日本の鉄道システムに関する情報発信事業、国内関係業界の海外鉄道インフラ展開に係る人材育成及び人材マッチング事業、インド高速鉄道軌道技術教育訓練・認証事業等を行う。併せて、日本の鉄道業界で活躍する特定技能外国人の人材育成支援事業についても取組を開始している。
JARTS 人材育成・マッチング委員会	JARTS が実施する国内関係業界の海外鉄道インフラ展開に係る人材育成及び人材マッチング事業について、方針・方策を議論する委員会。委員会での検討結果を踏まえ、2024年度より「海外鉄道インフラ展開人材育成プログラム」を実施、本年6月には人材マッチングプラットフォームの立ち上げを行った。
日本鉄道システム輸出組合 (JORSA)	鉄道車両等の輸出貿易の健全な発展・促進を目的として業界を取りまとめる役割を果たす業界団体。会員企業向けに、貿易保険の引受けや鉄道車両の技術等に係る研修を実施しているほか、海外からの要人・視察団の招請等に取り組んでいる。
二国間／多国間の鉄道関係会議	インド高速鉄道に係る合同委員会等、個別の鉄道プロジェクトの推進に関する二国間の協議のほか、日英鉄道協力会議や日瑞鉄道協力会議、日タイ鉄道実務者協議など鉄道市場に関する相互理解の促進や市場参入機会の向上、鉄道分野に係る経験や技術の共有等を目的とした会合を、多くの国や地域との間で定期的に行うことにより、鉄道分野における国際的な協力・連携を進めている。
鉄道技術標準化調査検討会	鉄道技術の国際標準化活動に係る戦略の検討や国際規格に関連する国内規格策定の検討などを行い、鉄道の国際規格審議団体や JIS 原案作成団体等に対し、方針や提言を示すことにより、鉄道の国際・国内標準化の促進に寄与する。

(2) 港湾

施策	概要
「産業立地型港湾開発モデル」の輸出	現地の産業発展や我が国企業の進出への期待に応えるため、港湾を核とする面的なインフラ開発を推進する。我が国には、鹿島港に代表されるように、臨海部の産業立地と港湾開発等を一体的に推進する「産業立地型港湾開発モデル」の成功事例があり、このノウハウを提案する。
港湾技術基準の普及等	相手国のソフトインフラ整備や技術力向上を支援するため、港湾技術基準の普及や港湾マスタープランの策定等を推進する。
整備から管理・運営までを見据えた案件形成	ODA 等公的支援を活用して岸壁等の基本施設を整備し、PPP 事業により必要に応じて上屋等の機能施設の整備と運営を行う、整備から管理・運営までを見据えた案件形成を推進する。
CNP 形成の支援	2050 年カーボンニュートラル等の政府目標の下、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を進めているところである。CNP 形成に資する技術について、今後の海外展開を見据え、商用化・普及に向けた我が国の取組を海外に発信するため、シンガポールやカリフォルニア州とグリーン海運回廊の実現に向けた具体的な取組を進めるとともに、日 ASEAN 港湾技術者会合において、日本の技術事例集を含む ASEAN 諸国向けの CNP 形成ガイドラインの作成を進める。また、日本のコンテナターミナルにおける脱炭素化の取組状況を CNP 認証制度も活用して海外に発信する。
海外港湾物流プロジェクト協議会	海外における港湾物流プロジェクトを官民協同で推進するため、官民が有する情報のタイムリーな共有及び意見交換を行う協議会。民間企業 98 社、14 機関（2025 年 4 月現在）によって構成されており、国土交通省港湾局が事務局を務め、定期的な情報交換やセミナー等を実施している。

港湾関係国際機関	国際港湾協会 (IAPH) ・ 国際航路協会 (PIANC) ・ 国際荷役調整協会 (ICHCA) は、各国政府や民間企業等が参画している国際非政府組織であり、国土交通省港湾局は加盟している。 各協会は、持続可能な港湾の発展の推進、航路・港湾施設の設計・建設等の発展、貨物の荷役・運送の効率化などを目的としている。IAPH や PIANC では我が国から副会長を輩出しており、全ての協会において多くの専門家が我が国技術の海外展開を促進するため議論に参画している。
日 ASEAN 交通連携	日 ASEAN 間の協力・協調・協働を図る枠組みであり、港湾分野では、「港湾技術共同研究」及び「港湾保安向上行動計画」のプロジェクトを展開しており、本邦企業の海外展開に向け、ASEAN における日本のプレゼンス向上にも寄与している。近年では、航路の維持管理ガイドラインや CNP ガイドラインの作成や、港湾保安分野における人材育成等のプロジェクトを行っている。
JICA 港湾アルムナイ	JICA 港湾関連研修修了生や JICA 事業に携わった ASEAN ・ 大洋州地域各国の港湾分野におけるキーパーソンにより構成され、2018 年 12 月に設立。アルムナイのメンバーとの意見交換を通じた各国のニーズ把握や我が国企業の技術紹介等の活動を、定期的に行い、我が国と ASEAN ・ 大洋州諸国の良好な関係を構築、発展させるとともに、各国との人的ネットワークを強化する。
港湾ワークショップ	官民インフラ会議や日 ASEAN 港湾技術者会合の機会を活用して、相手国政府に港湾インフラに関する日本企業の技術を紹介している。

(3) 航空

施策	概要
航空インフラ国際展開協議会	航空分野における我が国企業のインフラシステム海外展開を推進する為、関係企業、機関並びに省庁による情報の共有、ネットワークの強化を目的とした協議会である。 また、海外における空港整備・運営案件及び技術導入の早期発掘体制を強化する為、協議会の下にワーキング・グループを設置して、我が国企業の案件参画を支援している。

海外空港の案件発掘、案件形成を含めた本邦企業の空港インフラの海外展開のフォロー	我が国企業が計画、整備、運営について多くのビジネス機会を獲得するため、我が国企業が参画出来るような海外空港の整備・運営に関する案件の発掘・形成に向けた調査を実施。加えて、本邦企業の空港インフラの海外展開に関するサポートを継続して実施している。
空港 EMS に関する ASEAN の取組支援	ASEAN からの要請を受け、ASEAN 空港 EMS (Environmental Management System) ガイドラインの改訂支援や、ガイドラインに基づく計画策定支援を行うとともに、研修を通じた本邦企業の空港環境技術を紹介する枠組みを構築している。
空港技術に関する官民連携の取組	本邦企業が有する優れた空港関連技術の海外展開推進を目指し、海外空港における技術動向の調査や国際展示会への官民の合同出展等の活動を行うなど、官民連携した空港技術の海外展開を推進している。

(4) 海事

施策	概要
官公庁船の国際展開に向けた産業界の体制強化	・ 相手国との官公庁船のスペックに係る調整等を行うため、官公庁船分野のコンサルティング能力の確保・育成のための体制を検討する。 ・ 海外の官公庁船規格への対応を円滑にするため、国際的に提供できる信頼性の高い官公庁船の基準・規格・認証体制を整備するとともに、我が国の優れた技術や高い品質に対する国際的なプレゼンスを向上する。 ・ 海外の官公庁船案件の受注獲得や官公庁船向け船用機器の輸出拡大に向けて、官民連携した海外ミッションの派遣や国際展示会への出展を積極的に行い、我が国の技術を PR する。
官民連携による官公庁船の海外案件形成支援	・ 案件発掘に向けて東南アジアをはじめとする海外の官公庁船市場のニーズ動向調査を行い、現地企業と連携し技術移転等も含めて受注獲得を検討する。 ・ 案件形成プロセスを着実に進めるため、入札状況等を勘案して迅速かつ円滑に輸出許可が得られる仕組みを検討するとともに、輸出前であっても国際展示会等の場において、先方に技術情報の提供の可否等について事前に相談する仕組みを検討する。

ODA の活用	・ 東南アジア諸国や太平洋島嶼国を中心に、他の地域も視野に入れながら、海上保安能力向上や公共交通インフラシステムの整備として ODA を活用した巡視船や旅客船等の供与を行う。 ・ 関係省庁や在外公館と連携し、ODA 案件に係る相手国政府のニーズの発掘や案件形成に向けた働きかけを行う。 ・ ODA を活用した海上保安能力向上支援に際して、技術移転や人材育成等のソフト面と、相手国のニーズに対応した官公庁船の供与等のハード面をパッケージ化した案件形成を図る。
ゼロエミッション燃料船の導入・普及の促進	・ IMO において 2023 年に合意された「2050 年頃までに温室効果ガス（GHG）排出ゼロ」等の目標達成に向け、ゼロエミッション燃料船の導入・普及の促進を図るべく、我が国は各国と協力し具体的な条約改正案を提案してきており、引き続きゼロエミッション燃料船へのインセンティブ制度等のルール策定に貢献していくとともに、グリーンイノベーション基金を活用してアンモニア、水素を燃料とするゼロエミッション燃料船等の開発実証を支援していく。
シップ・リサイクル条約に関する取組	・ 船舶の円滑な解体を確保し、新造船の発注に結びつけていくため、シップ・リサイクル条約の確実な履行に向けた主要解体国への支援等を続ける。

（５）物流

施策	概要
日中韓物流大臣会合	日中韓の円滑な物流の実現等に向けた課題解決・協力推進のための枠組として、日中韓物流大臣会合を 2006 年より概ね一年おきに開催しており、共同声明等を採用して物流分野における協力を確認するとともに、課長級会合、テーマ別専門家会合等実務レベルの協議を通じて、具体的なプロジェクトの推進・情報共有等を実施している。
日中韓におけるシームレスな国際物流システムの構築	日中韓における円滑な物流の実現等に向け、日中韓物流大臣会合において採用された共同声明等に基づき、パレット等の国際標準化・循環利用の促進、日中ダブルナンバーシャシの利用促進等に向けた取組を引き続き推進する。

国際物流の多元化・強靱化の推進	国際物流の多元化・強靱化を図る観点から、従来の輸送手段・ルートを代替又は補完する輸送手段・ルートについて実証輸送を実施し、その有効性を検証する。また、調査結果について荷主企業や物流事業者によく共有するとともに、安定的なサプライチェーンの確保に向けて国際的な連携強化に取り組む。
日 ASEAN 交通連携	日 ASEAN 間の協力・協調・協同を図る枠組であり、物流分野では「コールドチェーン物流プロジェクト」「物流人材育成」「グリーン物流」の3つのプロジェクトを展開している。コールドチェーン物流プロジェクトでは、2018 年 11 月に「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」、2021 年 11 月に「日 ASEAN コールドチェーン物流認証審査ガイドライン」がそれぞれ日 ASEAN 交通大臣会合において承認されている。
ISO/TC315	JSA-S1004 をベースとしたコールドチェーン物流サービス分野の国際規格の策定に向け、我が国は 2020 年 8 月に国際標準化機構（ISO）に対して新たな技術委員会（TC:Technical Committee）の設置を提案。2021 年 1 月に正式承認され、2024 年 12 月に ISO31512 が発行された。国内の体制としては、対処方針検討の場として国内の関係省庁や関連団体、学術関係者、物流事業者、物流機器メーカー等が参加する国内審議委員会等を設置している。
我が国の物流システムの海外展開支援	我が国の物流事業者が強みとする高品質できめ細かい物流サービスが、海外市場において正当に評価され、競争優位性を発揮できるよう、官民連携で推進する。
日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及促進	我が国が議論を主導し発行された、小口保冷配送サービス規格（ISO23412）及び企業間取引におけるコールドチェーン物流サービス規格（ISO31512）の ASEAN における普及に向けて、相手国政府等と連携して普及啓発等に取り組む。
コールドチェーン物流パイロット事業	我が国物流事業者の ASEAN への事業展開に向けて、現地において実証輸送を実施し、物流課題及び改善方策を検討する。

物流政策対話・ワークショップ及び物流専門家会合の実施	日 ASEAN 交通連携の枠組の下、二国間による「物流政策対話」及び「ワークショップ」や、ASEAN 各国の物流行政担当者が一堂に会する「日 ASEAN 物流専門家会合」を定期的に開催する。これらの取組を通じて、各国の物流政策に関する意見交換、現地における物流課題の解決に向けた働きかけや我が国の物流システムのプロモーション等により、日系物流事業者の海外展開を支援する。
物流人材育成支援事業	ASEAN の経済成長を支える物流システムの構築や、現地で事業展開する日系物流事業者等の人材確保を目的として、ASEAN 各国の物流担当行政官や物流従事者、学生等を対象とする研修等を実施する。
グリーン物流パートナーシップ会議の開催支援	グリーン物流促進の重要性に鑑み、日本で開催されている「グリーン物流パートナーシップ会議（GLP 会議）」を ASEAN 各国で開催することを目標に、会議開催を支援する。

（６）交通ソフトインフラ

施策	概要
交通ソフトインフラ海外展開支援協議会（JAST）	官民が連携し交通ソフトインフラ分野の案件形成等を強力に推進するため、2022 年 9 月に設立された協議会。民間企業等 88 社（2025 年 4 月現在）によって構成されており、官民の情報共有、意見交換及び対象国の政策・制度等の調査や情報提供等を行う枠組

（７）都市開発・不動産開発・住宅開発・スマートシティ

施策	概要
国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム（SPP）	各国における国土・地域計画の策定・推進の支援を通じて、世界の持続可能な開発を推進することを目的としたプラットフォーム。UN-Habitat と連携しながら、アジア諸国を中心に、各国政府関係者、国際機関等様々なステークホルダーをネットワーク化し、国際会議、ウェブサイト等により国土・地域政策に係る課題や知見を共有の上、「最上流」の段階からの相手国政府との連携や政策対話の実施等の働きかけを行う。

不動産・建設産業政策プログラム	我が国企業の海外展開におけるビジネス環境を改善するため、新興国等の行政官を対象に我が国の制度等に関する研修プログラムを実施し、新興国における不動産・建設関連法制度の整備を担う人材育成を支援
日バングラデシュ・ジョイント PPP プラットフォーム	我が国企業のバングラデシュ進出、PPP 事業への参画を促進するため、我が国企業が競争入札を経ずに PPP 案件の優先交渉権を獲得できる枠組みを活用し、案件形成・受注に向けた政府間の協議・情報交換等を実施
海外不動産官民ネットワーク (J-NORE)	我が国不動産企業の海外展開の促進に向け、民間企業・支援機関等からなる官民プラットフォームを運営するとともに、現地の法制度・市場等に関する情報提供、トラブルや制度的課題を整理・解決するための現地国政府との協議・情報交換等を実施
国際機関との連携 【OECD】	「RDPC」（OECD 内に設置され、都市問題及び地域開発政策等について調査・研究を行い、各国政府に対して政策提言等を実施する委員会）において、PLATEAU を含めた都市デジタルツインに係る共同調査を行うなど日本の取組等を発信。
国際機関との連携 【UN-Habitat】	都市化と居住の問題に取り組む国連の主要機関である UN-Habitat において、都市課題の解決に資する我が国の技術・ノウハウ（TOD・デジタル技術等）を発信。
各国との連携【G7】	2022 年に G7 都市大臣会合が創設。参加国・機関の閣僚級が、持続可能な都市の発展に向けて、都市政策について議論を行う場で、日本の取組（グリーン、アフォーダブル、デジタル等）について発信。

国際不動産見本市 (MIPIM)	フランスで行われる世界最大級の国際まちづくりコンベンションである MIPIM において、ジャパングースを出展し、日本の関連企業の PR など、参加企業と海外事業者の交流促進・新たなビジネス展開に向けたネットワーク創出に取り組んでいる。
(一社) 海外エコシ ティプロジェクト協 議会 (J-CODE)	我が国の都市開発の経験、課題解決ノウハウや技術を活かし、幅広い業界にわたる我が国企業が「チームジャパン」を形成し、構想・企画の段階から官民一体となって環境共生型都市開発事業を推進している。
海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律 (海外インフラ展開法)	UR 都市機構では、海外インフラ展開法に基づき、民間企業単独での参入が困難な案件について、地区開発マスタープランの策定支援等の受託や、フィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を行う。 また我が国事業者の事業化に向けた情報提供等のコーディネート業務を強化し、海外都市開発の進出につなげる。
ASEAN スマートシティ・ネットワーク (ASCN)	2018 年にシンガポールの提唱により組織された、ASEAN10 か国 34 都市からなる ASEAN 域内におけるスマートシティに関する協力を促進するための枠組み。
Smart JAMP (Smart City supported by Japan ASEAN Mutual Partnership : 日 ASEAN 相互協力によるスマートシティ支援策)	ASCN と連携しつつ、GX や複数の要素技術を組み合わせた分野を中心に、フィージビリティ調査等案件形成支援や、補助金制度による実証実験等を支援。
日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合	2019 年より毎年開催。日 ASEAN 双方の中央・地方政府ハイレベルや、民間企業が参加し、各都市・企業の事例紹介等を通じてスマートシティを推進する上での共通認識を醸成。
日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク 官民協議会 (JASCA)	2019 年 10 月に設立された関係府省や自治体、民間企業等、計 328 者からなる協議会。セミナーやビジネスマッチング等を通じた関係者間の情報共有等を実施。

日インドスマートシティ官民連携プラットフォーム（仮称）	2024 年 2 月に開催された日印スマートシティサブグループ会合で設立を合意。両国の民間企業、地方自治体も含めて具体的な案件形成を図る。
日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム	都市開発・不動産開発事業の我が国事業者の参入促進を図るため、独立行政法人等の持つ知見やノウハウを活かしつつ、現地において事業を行いやすいビジネス環境の整備を図ることを目的としたプラットフォーム。
アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）	アフリカに関心の高い我が国企業・団体が構成されており、二国間及び多国間の「官民インフラ会議」の開催及び会議の機会を捉えたバイ会談、ビジネスマッチング、セミナーの実施や、在京アフリカ大使館との交流等を通じて、我が国企業の現地進出を支援。
住宅・建築分野における官民連携強化に向けた枠組みの構築	民間ニーズ・課題を把握し、ビジネス障壁解消、技術普及、高品質の住宅生産・不動産開発の情報発信等の取組の計画を対象エリア毎に新たに定め、政府と民間が連携して推進する。
日米共同研究会	国土交通省、UR 都市機構、米国住宅都市開発省（HUD）の 3 者の協力覚書に基づき、住宅・都市分野に関する項目について研究や情報交換の協力を実施。具体的には、日米を相互訪問し、両国の取組の視察や意見交換を行う共同研究会を開催し、我が国住宅企業の進出を支援。
建築・住宅分野の二国間・多国間会議	日中建築住宅会議、日仏建築住宅会議などの二国間会議や、国際建築規制協力委員会（IRCC）、日米加建築専門家会合（BEC）といった多国間会議を定期的開催・参加することにより、建築及び住宅分野における国際的な協力・連携を進めており、現地への日本企業が進出しやすい環境整備を支援。
豪州における住宅セミナーの開催と豪州連邦政府及び州政府への働きかけ	豪州では住宅供給が課題になっており、日系企業の豪州市場への更なる参画促進を図るため、豪州の住宅供給に対する日豪の連携に向けた知見の共有や関係強化の場として開催。 また、豪州におけるビジネス障壁解消のための相手国政府への働きかけを実施。

海外展開支援セミナー	海外市場における事業展開を支援するため、住宅建築技術国際展開支援事業等により展開促進に取り組んでおり、各事業者による取組成果・得られた洞察・ノウハウを共有することと、参加者同士の交流を図ることを目的としたセミナーを開催。
住宅建築技術国際展開支援事業	住宅・建築分野において、新興国等の政府及び企業との関係構築や発展、諸外国の規制制度等の収集・提供、我が国技術の普及や事業化調査の支援など、官民一体となって我が国企業が海外展開しやすい環境の整備を図る。特に、我が国企業の強みである耐震性能向上等に係る技術、省エネルギー技術等を海外展開するための事業環境整備に関する事業について、積極的に支援を行う。
住宅建築基準・制度に関する国際分析調査	我が国の技術・規格を国際規格に反映させるとともに、我が国の住宅建築基準・制度と親和的な国際規格の策定を促進させるため、諸外国の建築基準・住宅制度の情報収集・分析、国際規格の策定段階における情報収集・規格提案等を実施する。
国際機関における取組	経済協力開発機構（OECD）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）には国土交通省が拠出金や職員派遣により支援しており、各国の住宅・建築物に係る環境性能向上や、防災体制の構築に貢献。 また、知見の共有やセミナーを開催することによって、各国との関係を発展させ、ビジネス環境の整備につなげる。
（一社）国際住宅建築都市産業協会（JUBH）	我が国と密接に関係する他国の建築・住宅産業の発展に向け、関係国との建築・住宅に関する幅広い情報の収集、交換を行っており、官民一体で市場開拓を推進。
日中建築住宅産業協議会（日中建協）	日中両国の建築・住宅に関する幅広い情報の収集、交換を行い、需給の実態等に関する知識を深めることにより、両国の建築住宅産業界間の健全な交流関係の育成を図り、官民一体で市場開拓を推進。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（海外インフラ展開法）	【都市再生機構】 ・新興国等が抱える住宅の大量供給や管理に係る課題に対し、都市再生機構を活用して、我が国が高度経済成長期以降に蓄積してきた住宅供給・管理に関する知見やノウハウを提供することで、我が国企業が海外展開しやすい環境の整備を図る。 【住宅金融支援機構】 ・新興国の中低所得層の住宅取得を推進し、我が国企業の海外展開を促進するため、新興国における住宅金融制度の構築等を支援する。
--	--

（８）水資源・上下水道・防災

施策	概要
「日本ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会（JUPITeR）」	ウクライナにおける国土交通分野のインフラ復興への我が国企業による参画を加速させるため、会員企業に対して、現地情勢や復興ニーズ、復興プロセスへの参入方策等に関する最新情報を提供するとともに、ウクライナ政府に対し日本の技術・知見の共有に努めることで、案件形成を支援
電子基準点網の設置・運用支援 （防災対策に関する技術の海外展開）	アジア太平洋地域において、地殻変動監視や洪水対策等防災分野への活用を見据え、電子基準点網の設置・運用支援に係る取組を支援
「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」	水資源機構を事務局とする業界団体、関係省、ドナー機関等多方面からの委員等で構成する協議会を開催し、産官学から収集した情報を活用しインフラ展開を図る案件を現地調査等により発掘、本邦企業が受注しやすい環境を形成

「日本防災プラットフォーム」等と連携し「防災協働対話」等の場を活用した官民一体となった防災技術の海外展開	我が国防災技術の海外展開を図るために H28(2014) 年に民間企業約 100 社により設立された「日本防災プラットフォーム(JBP)」、R1(2019)年に内閣府等が主導して設立された「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会(JIPAD)」等と連携し、H27(2013)よりベトナム、インドネシア等において大臣間の覚書等に基づき、相手国のニーズに応じた我が国防災技術の海外展開について官民連携して対話する「防災協働対話」を実施。
「国連水会議 2023」等における高いプレゼンスを活用した国際社会における水防災の主流化と水防災分野の国際標準形成の推進	R5(2023)年に 46 年ぶりに開催された「国連水会議」において水防災分野の共同議長を務めるなど、日本は水防災の分野で国際社会の中で高いプレゼンスを保持している。水分野の国際会議等を通じ、我が国が進める、防災全般に関する「防災の主流化」を推進する「水防災の主流化」を継続するとともに、高いプレゼンスや人脈を活用した水防災分野の国際標準形成を国際標準化機構(ISO)の場で進める。
水道国際協力検討会	我が国の水道分野の国際協力・国際貢献活動における、取り組むべき課題や効果的取組の方向性を整理し、活動の効果を高めることを目的に、産官学の専門家で構成される検討会。 国際協力を取り巻く現状や課題を調査・分析し、それらを踏まえた国際協力、国際貢献の在り方を議論。
開発援助による水道開発	ODA 対象国から日本政府への質の高い ODA 要請案件の継続を図ることを目的として、水供給に係る課題を抽出し、改善する計画を作成した上、ODA 要請書を提出するまでのプロセスについて技術支援を実施。
水道産業の国際展開 (水ビジネスの推進)	日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域等の開発途上国を対象として、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PR するとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図る。

アジア汚水管理パートナーシップ (AWaP)	アジアにおける汚水管理の意識向上等を目的として日本が主導しカンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン及びベトナムと平成 30 年に設立。 昨年 9 月には第 5 回 AWaP 運営委員会を東京で開催しバングラデシュ及びタイの新規加盟を承認。 参加国における汚水管理を優先的な政策課題として位置付けることを目指して情報共有等を実施。
下水道に関する 2 国間政府間対話・技術セミナー	国間政府間対話・技術セミナー等を通じて、国内の下水道を普及する過程で蓄積してきた下水道事業に関する法制度や運営、事業の理解促進に向けた啓発活動、人材育成に関する知見・ノウハウを生かし、我が国が強み有する技術等を発信。
下水道に関するソフトインフラ支援	ソフトインフラ支援として、都市化の進展が著しい東南アジアの成長国を対象に、効率的な下水道の管きょ整備を促進させるため、我が国の知見や経験、優位技術を取り込んだ現地基準の策定支援を実施。
下水道技術海外実証事業 (WOW TO JAPAN プロジェクト)	海外諸国のニーズに適った我が国技術の実証試験を通じ、技術の適応性・有効性を確認するとともに、現地関係者に技術の理解醸成を図り、我が国下水道技術の普及を目指すもの。
下水道グローバルセンター (GCUS)	我が国の優位技術の海外への PR やこれらを活用した案件形成をはかり、民間企業の海外進出等を後押しすることを目的とした産学官一体のプラットフォーム。
水環境ソリューションハブ (WES-Hub)	下水道の海外展開に先進的に取り組む地方公共団体等とともに設立。地方公共団体等と我が国技術のみならず、我が国の下水道インフラ等の運営ノウハウや人材育成等に関する経験を共有。

日本サニテーション コンソーシアム	アジア・太平洋水フォーラム（APWF）が推進する地域に関するナレッジハブ・ネットワークの衛生分野のハブ組織として、2009年に設立。下水道の専門機関とオンサイト処理やし尿処理等に関する専門機関によって構成。アジア・太平洋地域の各国における基礎的な衛生施設の普及や都市の汚水・雨水対策としての下水道の整備等を支援。
上下水道に関する国際標準化プロセス	産学官が連携して国際標準に関する議論に参画し、我が国が強みを有する質の高い技術の海外展開を推進。

（９）道路

施策	概要
日中道路交流会議	1984年に日中間において、道路に関する技術交流を目的に「日中道路交流会議」を開催することに合意して以降、30年以上に渡り開催
日韓道路交流会議	1995年に調印された「日韓道路交流会議の開催に関する実施取り決め」に基づき、両国の道路分野における相互協力を促進し、道路施策の向上、道路整備の促進を目的として開催
日越高速道路セミナー	国土交通省とベトナム国交通運輸省の「道路分野に関する協力に係る覚書」に基づき、道路分野の協力のため2008年以降2019年まで開催。コロナ禍で中断しており、現在再開に向けて調整中
日印道路交流会議・日印道路技術セミナー	国土交通省とインド道路交通省の「道路および道路交通に関する協力枠組」に基づき、2014年に第1回会議を開催して以降、技術交流を目的に、ほぼ毎年開催 また、2024年より日印道路技術セミナーを開催し、本邦技術等を紹介し、ビジネスマッチングを促進
フィリピン道路トンネルの建設・O&Mに関するビジネスワークショップ	国土交通省とフィリピン公共事業道路省の「道路トンネルの建設・O&Mについて協力覚書」に基づき、2022年10月より毎年開催 両国から道路建設・O&Mに関する技術等を紹介し、両国民間企業のビジネスマッチングを促進
日伊道路技術協力	イタリアメッシーナ海峡大橋をプロジェクト推進のために、国土交通省とイタリア運輸省における長大橋に関する技術協力を実施

日タイ技術協力	2025 年 3 月 28 日にミャンマーで発生した地震後、タイ運輸省の支援要請を踏まえ、「建設中の工事管理」と「地震後の安全点検」をテーマに、ワークショップや技術協力会議を開催
世界道路協会 (PIARC)	1909 年に設立された道路技術組織。日本は 1910 年から加盟し、会議への参加を通して、情報交換・技術交流を実施。技術委員会（TC）における、道路の政策・技術に関する調査・研究を通じて、日本の取組を発信
日 ASEAN 交通連携 「舗装維持管理技術 共同研究プロジェクト」	道路舗装の品質向上を通じた ASEAN 地域の連結性の強化および気候変動の緩和に貢献することを目的に、日本と ASEAN 各国とともに共同研究プロジェクトを実施
質の高い道路インフラ整備に関する国際ワークショップ(国際連合地域開発センターと共催)	2025 年 3 月より、アジア太平洋地域等における質の高い道路インフラへの理解増進等を目的として、国際連合地域開発センターと共同でワークショップを開催

(10) 建設産業・建設技術

施策	概要
海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度	今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価
海外インフラプロジェクト相談ホットライン	海外インフラプロジェクトにおける様々なトラブルに関する民間企業からの相談窓口
建設機械の DX・GX に係る国際標準化に向けた取組	建設機械の DX・GX に関する我が国企業の技術の普及、市場拡大を目指し、我が国の産学官協働体制の強化と国内審議団体への支援を一体的に推進し、建設機械の DX・GX に係る国際標準化の推進体制の抜本的な強化を図る

不動産・建設産業政策プログラム	我が国企業の海外展開におけるビジネス環境を改善するため、新興国等の行政官を対象に我が国の制度等に関する研修プログラムを実施し、新興国における不動産・建設関連法制度の整備を担う人材育成を支援
日バングラデシュ・ジョイント PPP プラットフォーム	我が国企業のバングラデシュ進出、PPP 事業への参画を促進するため、我が国企業が競争入札を経ずに PPP 案件の優先交渉権を獲得できる枠組みを活用し、案件受注に向けた政府間の協議・情報交換等を実施
中堅・中小建設業海外展開推進協議会 (JASMOC)	中堅・中小建設企業の海外展開の促進に向け、民間企業・支援機関等からなる官民プラットフォームを運営するとともに、海外展開に関する情報提供、計画策定支援、専門家セミナー、海外訪問団の派遣等を実施
JAPAN コンストラクション国際賞	我が国企業の競争力の強化、海外進出の後押しのため、「質の高いインフラ」を代表する海外建設・開発プロジェクト、海外において先導的に活躍している中堅・中小建設関連企業、「質の高いインフラ」の実現に寄与する研究開発や人材育成等の取組を表彰
二国間での建設会議等の開催	建設分野における政府レベルでの関係構築・強化と相手国での民間企業の活動促進のため、トルコやベトナム等の重要国との間で二国間会議やワーキング会合等を開催し、両国の制度や事例の共有、ビジネスマッチング等を実施
建設分野における外国人材の受入・育成の取組	将来の案件獲得や現地の運営体制構築のため、有望国からの技術者・技能者等の外国人材の受入・育成に関する取組や、帰国後の外国人材と現地で連携した取組のモデル事業等を通じて支援

（参考）我が国企業による受注を目指す主要プロジェクト

国土交通省では、毎年我が国企業による受注²⁴を目指す主要プロジェクトを選定しており、今年は 85 プロジェクトを選定した。これは、令和 5 年版の 93 プロジェクトから我が国企業が受注したプロジェクトなど 26 件を削除し、今後新たに我が国企業による受注を目指すプロジェクト 18 件を追加したものである。

（我が国企業が受注したプロジェクト）※一部受注含む

令和 5 年の行動計画策定以降、以下のプロジェクトは我が国企業が受注した。

- ・ シハヌークビル港新コンテナターミナル整備事業
- ・ マタバリ港開発事業
- ・ モンバサ経済特区・港湾開発事業（第一期）
- ・ ロンタイン新国際空港建設・運営事業
- ・ 南北通勤鉄道延伸事業
- ・ パッシング・マリキナ川河川改修事業フェーズⅣ
- ・ アムステルダム運河護岸改修事業
- ・ ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ 2）
- ・ チェンナイ地下鉄建設計画（フェーズ 2）
- ・ ダッカ都市交通整備事業（5 号線北路線）
- ・ アマソナス州高速道路整備事業

（今後新たに我が国企業による受注を目指すプロジェクト）

交通渋滞や大気汚染等の都市課題の解決に資するジャカルタ・ドゥクアタス地区周辺 TOD や環境負荷を減らしつつ持続的なインフラプロジェクト形成に寄与するアスファルト再生技術、旅客需要の増加に伴う空港混雑の解消に資するチンギスハーン国際空港拡張事業、気候変動に伴う海面上昇を踏まえた海岸保全への貢献が期待されるシンガポール海岸保全施設改修事業 など 18 件を追加した。

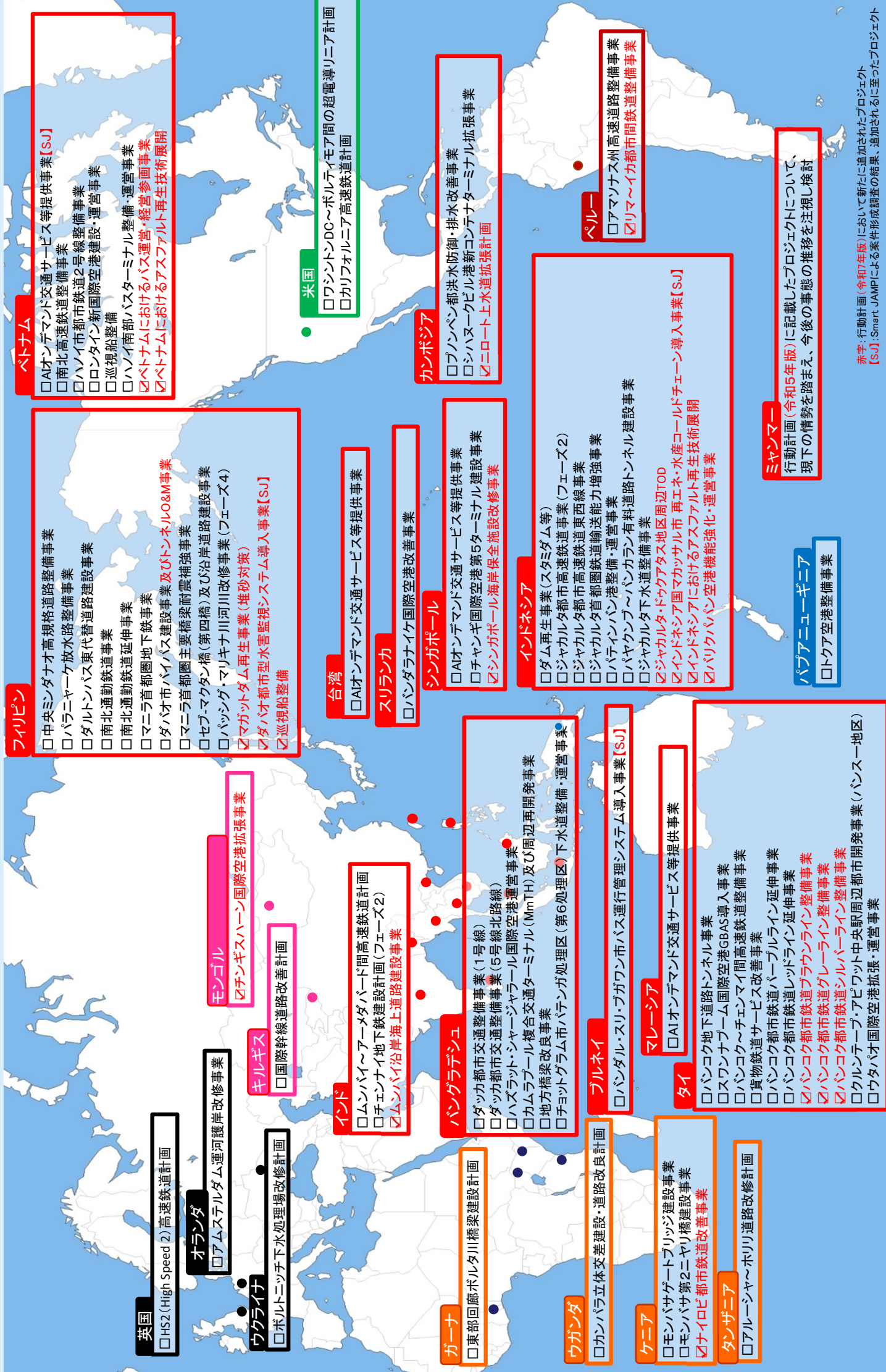
※ミャンマーに関しては、行動計画（令和 5 年版）（2023 年 6 月策定）記載のプロジェクトについて、現下の情勢を踏まえ、今後の事態の推移を注視し検討していく。

²⁴ 「受注」とは、下請けへの参入及び技術の提供等を含む。

我が国企業による受注を目指す主要プロジェクト（85プロジェクト）



国土交通省



赤字：行動計画（令和7年版）において新たに追加されたプロジェクト
【SJ】：Smart JAMPによる案件形成調査の結果、追加されるに至ったプロジェクト